
男女共同参画ふくしまプラン

平成29年度事業実施報告・平成30年度事業実施計画



福島市男女共同参画推進本部

少子高齢化の進展に伴う人口減少社会の到来、家族形態の多様化、非正規労働者の増加など、私たちを取り巻く社会環境は、大きく変化しています。

こうした中、本市が人口を維持し、将来にわたり活力と魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、あらゆる分野に男性も女性もともに参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。

これまで、本市におきましては、男女共同参画社会の形成を目指し、平成13年3月に期間を10年間とする「男女共同参画ふくしまプラン(福島市男女共同参画基本計画)」を第1次計画として策定し、平成14年12月には「福島市男女共同参画推進条例」を制定するなど、総合的かつ計画的に様々な取組を推進してまいりました。

この男女共同参画ふくしまプラン平成29年度事業実施報告・平成30年度事業実施計画(以下、「単年度報告」という。)は、平成23年3月に期間を10年間とする第2次計画として策定し、中間年である平成28年3月に改定を行った男女共同参画ふくしまプラン(以下、「計画」という。)の進行管理を行うため、福島市男女共同参画推進条例第9条3項の規定に基づき作成しております。

作成に際しては、各基本目標の実現に向け、各分野にわたる施策を計画的に推進するため、昨年度実施しました各事業の報告と評価を踏まえ、本年度の事業実施計画が実効性・有効性ともに高いものとなるよう「PDCAサイクル(※)」を用いて作成しております。

目標の実現を目指し、各事業の着実な推進に努めてまいりますので、関係機関、団体等をはじめ広く市民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成30年4月

※ PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)により継続的に事務事業の改善を図るマネジメント手法。

目 次

1	男女共同参画ふくしまプランの基本的な考え方	1
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の性格と期間	
	(3) 計画の基本的な考え方	
2	男女共同参画社会の形成促進に関する推進体制図	2
3	男女共同参画ふくしまプランの体系	3
4	男女共同参画ふくしまプランの推進	
	(1) 計画の進行管理	4
	(2) 単年度報告の見方	5
	(3) 事業の評価基準	6
5	平成29年度事業実施報告・平成30年度事業実施計画	7
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	
	施策の方向性1 男女共同参画意識の醸成	9
	施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	15
	基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	
	施策の方向性1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	33
	施策の方向性2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	57
	施策の方向性3 復興・防災における男女共同参画の促進	66
	基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり	
	施策の方向性1 男女間のあらゆる暴力等の根絶	69
	施策の方向性2 男女の生涯にわたる健康支援	76
	施策の指標	84
6	資料編	
	(1) 福島市男女共同参画推進条例	87
	(2) 福島市男女共同参画審議会規則	91
	(3) 福島市男女共同参画推進本部設置要綱	92
	(4) 男女共同参画政策のあゆみ	94

1 男女共同参画ふくしまプランの基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、「男女共同参画ふくしまプラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、人々の意識や社会習慣の中には、まだまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残り、様々な分野において女性と男性の共同参画が進んでいないのが現状です。

この計画は、平成23年3月に策定した「男女共同参画ふくしまプラン」を、策定後の社会情勢の変化や、東日本大震災の経験から得た教訓、平成26年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」をもとに、男女共同参画に関する施策及び事業等の見直しを行い改定したものです。

また、この計画の一部を、本市での女性の職業生活における活躍を推進するため、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)の「市町村推進計画」と位置付けています。

(2) 計画の性格と期間

この計画は、「福島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会形成のための基本計画と位置づけ、福島市総合計画と整合性を図り策定したものです。

また、この計画は、女性活躍推進法に基づく、本市における推進計画を含みます。

計画の期間は、平成28年度～平成32年度までの5か年とします。

(3) 計画の基本的な考え方

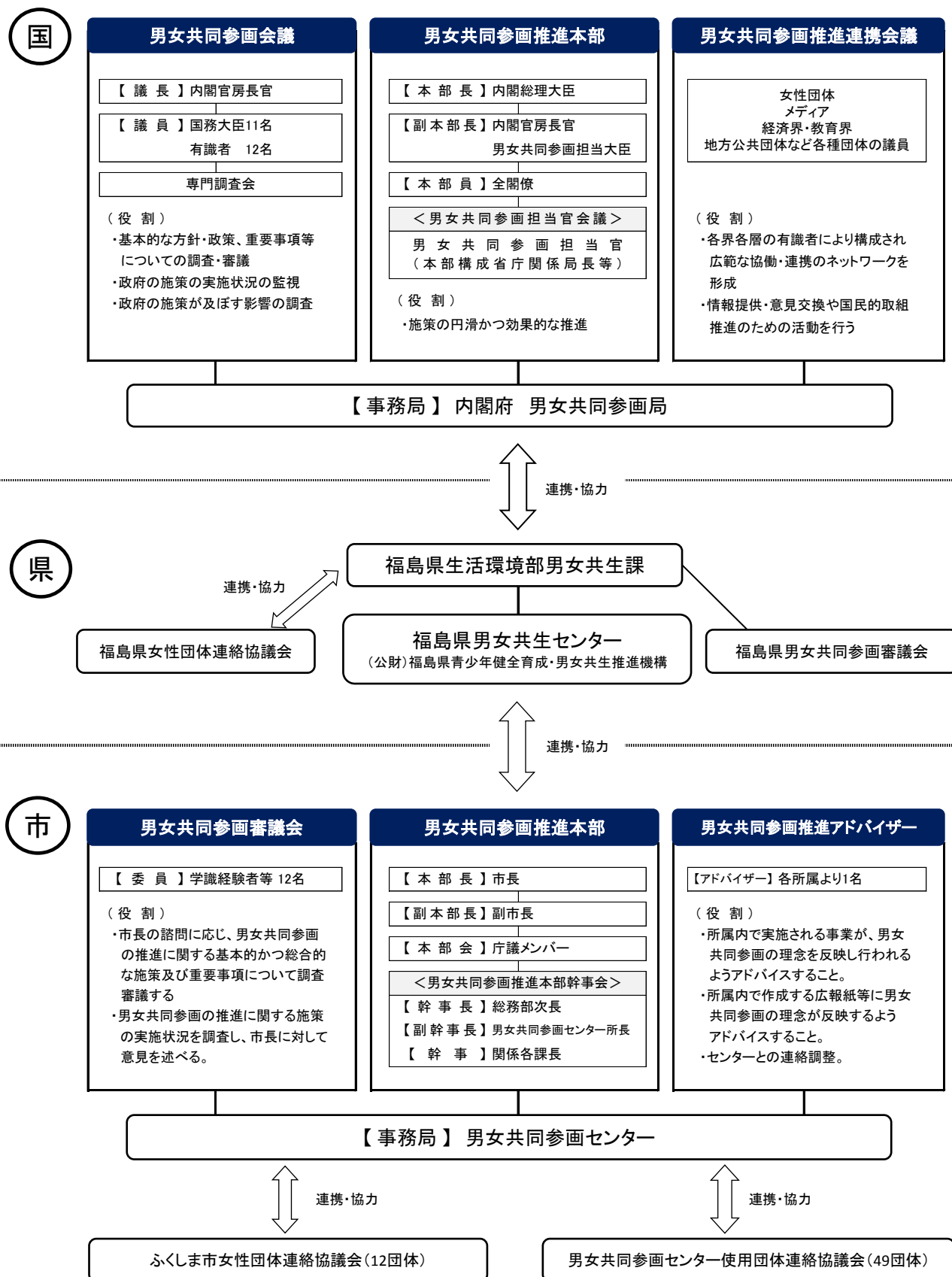
女性も男性もともに責任を分かち合い、心豊かな生きがいのある社会にするためには、男女がお互いに人権を尊重し、女性も男性も対等なパートナーとして、自らの能力を発揮し活躍できる社会制度を構築する必要があります。

この計画では、3つの基本目標を掲げ、各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を目指します。

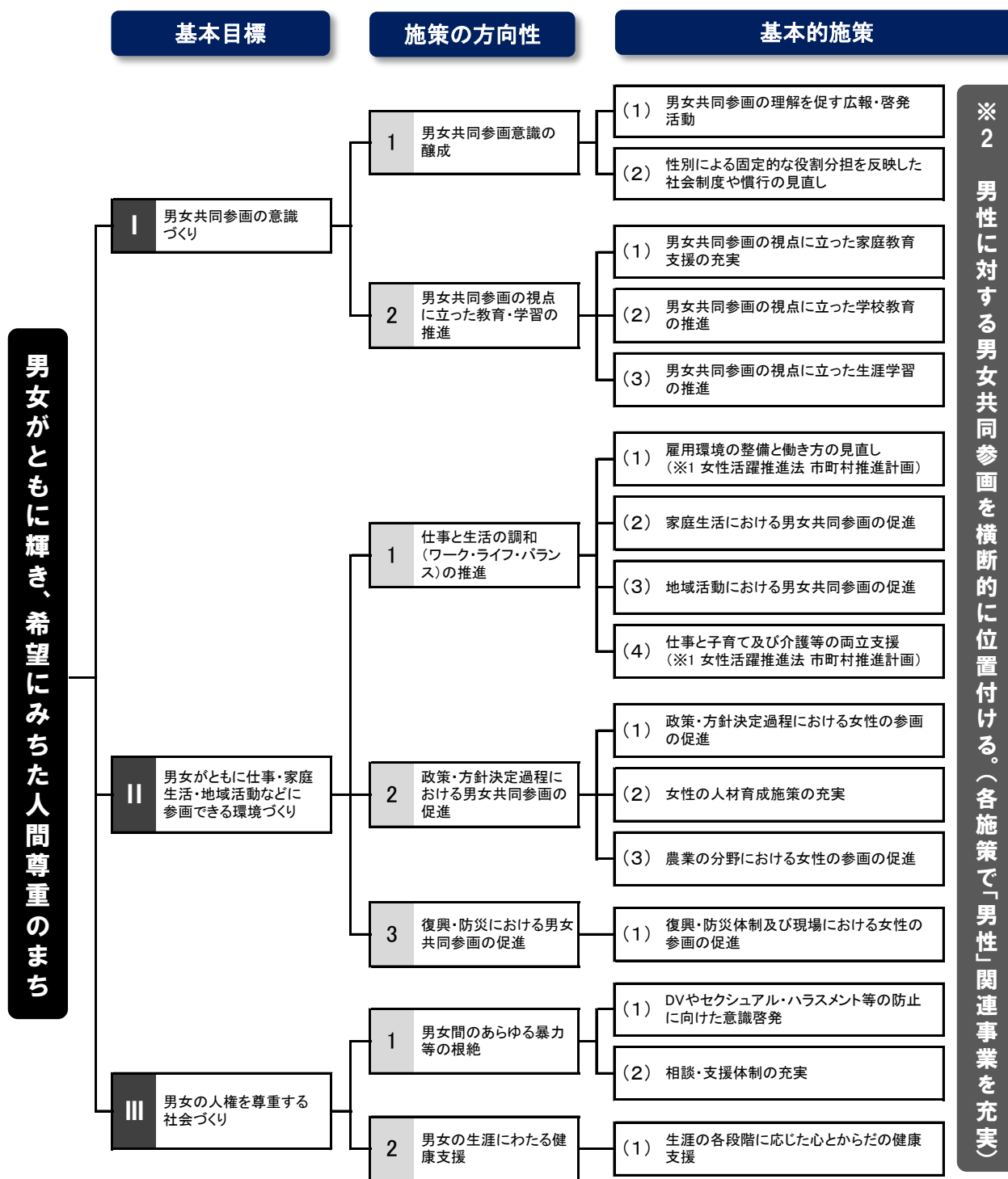
【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

2 男女共同参画社会の形成促進に関する推進体制図



3 男女共同参画ふくしまプランの体系



※2 男性に対する男女共同参画を横断的に位置付ける。（各施策で「男性」関連事業を充実）

※1 女性活躍推進法市町村推進計画 この計画の一部を、本市での女性の職業生活における活躍を推進するため、「女性活躍推進法」の「市町村推進計画」と位置付けています。

※2 各施策で「男性」関連事業を充実 男女の立場・視点から男女共同参画の理解を深めるため、基本的施策全体をとらえ、男性に対する男女共同参画の施策を横断的に配置しています。また、「男性」関連事業は、この中で「男性重点」と表示しています。

4 男女共同参画ふくしまプランの推進

(1) 計画の進行管理

男女共同参画ふくしまプランの具体的な推進に際しては、福島市男女共同参画推進条例第9条3項の規定に基づき、毎年この単年度報告を作成し、進捗状況の把握と適切な進行管理に努めてまいります。

また、進行管理にあたっては、PDCAサイクルに基づき行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の評価の両面から点検・評価を行い、その結果を公表していきます。

なお、単年度報告のPDCAサイクル各部は、以下のとおりです。

① 意識改革をめざす啓発活動の推進 (施策)

ア 情報紙の発行 (事業名)

○ 男女共同参画について理解を深めてもらうため、男女の市民参画による情報紙を発行する。

(事業の内容)

イ ベ ン ト 名	男女共同参画情報紙「さんかくBook」第2号の発行					↑ P (H28～H32の事業計画)	
対 象	市政だより折込による全戸配布						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	3月						
実 施 場 所	—						
実 施 結果・効果	福島市男女共生セミナーとして、国谷裕子さんに「女性が活躍できる社会を目指して～私がいま、伝えたいこと」をテーマに講演いただいた内容を掲載したほか、女性団長が活躍している福島県立福島東高等学校の「東高応援団」を取材した内容を掲載した。 107,300部作成。全戸配布を行ったほか、市の関係各施設に配置するなどし、市民の男女共同参画意識の醸成を図った。					← D (H29事業実施報告)	
評 価	A						← C (Dに対する評価)
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	平成30年度は、8人の市民編集員に参画いただき、編集会議を重ねながら、一層内容の充実を図るとともに、より効果的な啓発に努める。 平成30年度作成予定部数：107,600部					← A (H30～事業実施計画)	
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32		
	(A)	(A)					

(2) 単年度報告の見方

- ① 計画に記載がある「施策」・「事業名」・「事業の内容」を載せています。
- ② 平成29年度に実施した事業の「イベント名」・「対象」・「参加人員」・「実施時期」・「実施場所」を記載しています。該当がない項目には、「―」を記載しています。
- ③ 平成29年度に実施した事業の実施結果及び事業効果を記載しています。
- ④ 平成29年度に実施した事業の評価を「A・B・C・D・―」により行います。
(※評価基準は6ページを参照)
- ⑤ A評価に向けた課題と、課題解決に向けた平成30年度以降の取組を記載しています。
- ⑥ 事業に関する写真・資料等を掲載しています。
- ⑦ 平成30年度の所管課を記載しています。

① 意識改革をめざす啓発活動の推進 (施策)		①				
ア 情報紙の発行 (事業名)		(事業の内容)				
○ 男女共同参画について理解を深めてもらうため、男女の市民参画による情報紙を発行する。						
②	イベント名	男女共同参画情報紙「さんかくBook」第2号の発行				
	対 象	市政だより折込による全戸配布				
	参 加 人 員	―				
	実 施 時 期	3月				
	実 施 場 所	―				
③	実 施 結果・効果	福島市男女共生セミナーとして、国谷裕子さんに「女性が活躍できる社会を目指して～私がいま、伝えたいこと」をテーマに講演いただいた内容を掲載したほか、女性団長が活躍している福島県立福島東高等学校の「東高応援団」取材した内容を掲載した。 107,300部作成。全戸配布を行ったほか、市の関係各施設に配置するなどし、市民の男女共同参画意識の醸成を図った。				
	④ 評 価	A				
⑤	A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	平成30年度は、8人の市民編集員に参画いただき、編集会議を重ねながら、一層内容の充実を図るとともに、より効果的な啓発に努める。 平成30年度作成予定部数：107,600部				
	⑥					
年次計画 (評価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				男女共同参画センター

(記号の種類と意味)

種類	記号の意味
→	継続して取り組む事業
●	新規に取り組む事業
○	単年度のみ取り組む事業
—	年次計画なし
()	評 価

(3) 事業の評価基準

評 価	評価基準		
	結果を数値化できる事業	結果の数値化が困難な事業	
	達成度で評価 (講座・研修・調査・登用等)	通年で実施する事業 (広報・啓発・相談・支援等)	短期間で実施する事業 (イベント・協議会・懇談会等)
A	8割以上を達成 ※目標値が設定されている 場合は達成していること	事業内容が広く対象に周知 又は利用等されており、課 題や改善点がほぼない状態 (継 続 実 施)	事業実施の結果、市及び対 象者が有益な効果を得るこ とができ、課題や改善点が ほぼない状態 (継 続 実 施)
B	6割以上を達成	事業内容が概ね対象に周知 又は利用等されているが、 課題や改善点もある状態 (一部変更実施)	事業実施の結果、市及び対 象者が一定の効果を得るこ とができた一方、課題や改善 点もある状態 (一部変更実施)
C	3割以上を達成	事業内容が一部の対象にの み周知又は利用等されてお り、なお一層の改善を要する 状態 (一部変更実施)	事業実施の結果、市及び対 象者が一部の効果を得るに 留まり、なお一層の改善を要 する状態 (一部変更実施)
D	3割未満の達成	廃止を含め、事業の大幅な 見直しを要する状態 (変更・廃止検討)	廃止を含め、事業の大幅な 見直しを要する状態 (変更・廃止検討)
— (未実施)	事業を実施しなかった(できなかった)場合に使用 【実施結果・効果】 事業を実施しなかった(できなかった)理由を記載 【A評価に向けた課題と今後の取組(本年度計画)】 本年度に実施予定がある場合は記載		
勘案する項目 (複数項目で判断)	・目標値に対する現在値 ・前年度対比、伸び率 ・調査結果、調査回収率 ・登用率、参画割合 ・定員に対する参加者数、 応募者数、修了者数 ・アンケート結果	・市政だよりへの掲載、折込 ・地区だよりへの掲載 ・市ホームページへの掲載 ・需要と供給のバランス ・事業の予算化の有無	・来場者(参加者)数 ・開催回数 ・意見の聴取と事業化

5 平成29年度事業実施報告・平成30年度事業実施計画

該当部課名		該当ページ
政策調整部	広報課	14 46 61
総務部	総務課	57
	人事課	52 53 59 60
	男女共同参画センター	9 10 11 13 14 15 16 17 19 29 31 33 34 41 44 57 58 59 62 63 69 72 73
商工観光部	商業労政課	33 34 35 36 37 46
	産業創出推進室	36
農政部	農業振興室	64 65
市民安全部	市民協働課	44 45 46 61
	危機管理室	66 67
健康福祉部	地域福祉課	38
	生活福祉課	41
	障がい福祉課	71 74
	長寿福祉課	53 54 55 56 70 74 83
	保健所健康推進課	77 78 79 80 81 83
	保健所放射線健康管理課	83
こども未来部	こども政策課	12 19 27 38 39 40 43 47 48 49 50 51 52 70 73 77 81
	こども育成課	47 48 51
建設部	建築住宅課	75
農業委員会		65
教育委員会	学校教育課	21 22 23 24 25 26 27 28 50
	教育研修課	25
	生涯学習課	17 18 20 29 30 32 42 45
	保健体育課	23
消防本部	消防総務課	67 68

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり
 施策の方向性Ⅰ 男女共同参画意識の醸成
 基本的施策(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

① 男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての周知徹底

ア 法令等の周知

○ 女性の権利に関する国内法令等をだれもが理解しやすい形で広報するなど、その内容の周知に努める。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」内の図書コーナー及び掲示コーナーにおいて関係各機関等の資料収集・整理を行った。また、講座やセミナー等イベント開催時に各種パンフレット・リーフレットを配置し、広報・周知に努めた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	女性の権利に関する国内法令等を、市立図書館や各学習センター内の図書コーナーにおいてまとめてもらうなど、引き続き関係機関と連携を図りながら、より効果的な広報方法を検討し、広範な周知に努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター



② 差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供

ア 相談窓口等の情報提供

○ 権利が侵害された場合の相談窓口や救済機関等の情報提供に努める。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	各種パンフレット・リーフレット等を男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」内の掲示コーナーに配置した他、市政だよりに掲載するなど、情報提供に努めた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	情報を整理し、市政だよりや市ホームページの有効活用を図るなど、相談窓口や救済機関等の連絡先が、市民の目にすぐに留まるよう一層の周知に努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター



③ メディア・リテラシー[※]の向上のための支援活動の推進

ア 啓発事業

- 講座等により、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力の育成に努める。

イ ベ ント 名	福島市男女共生セミナー2017					
対 象	市民					
参 加 人 員	430人（定員450人：申込者数473人）					
実 施 時 期	11月25日（土）					
実 施 場 所	福島テルサ F T ホール					
実 施 結果・効果	講師：国谷 裕子 氏 講演：女性が活躍できる社会を目指して ～私がいま、伝えたいこと～ 自身の経験や学んだことをもとに、女性を取り巻く環境や課題と今後の展望をお伝えいただき、アンケートでは「満足」以上と回答された方の割合が76%であった。					
評 価	A					
A 評価 に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	定員450人に対し、多くの方から申し込みがあったが、アンケート結果では、40歳以下の若年層の参加者の割合が10%程度と少なかったことから、若年層を呼び込む広報に努める。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28 （一）	29 （A）	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター

- メディア・リテラシーについて周知する。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	男女共同参画についての認識を深めるためのリーフレット「ここからはじめよう男女共同参画」を男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」内の掲示コーナーに配置し、情報提供に努めた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	「メディア・リテラシー」という言葉の認知度そのものが低いことから、内容の周知には時間を要する。各支所・出張所・学習センター等に配置している上記リーフレットの在庫状況を確認し、再度配布を行うとともに、市ホームページや男女共同参画情報紙「さんかくBook」を活用するなど、より効果的な周知方法を検討する。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター

※ メディア・リテラシー

メディア内容を視聴者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し使いこなす能力のことをいう。また、メディアを使って表現する能力も指す。

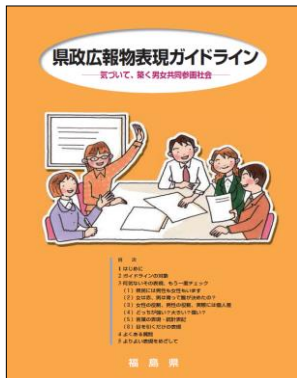
④ ガイドラインの周知

ア 啓発事業

- 男女共同参画の視点から、市で作成する刊行物において、性別にとられない男女の多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知する。

イベント名	—						
対 象	市職員						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	—						
実 施 結果・効果	男女共同参画推進アドバイザー研修会（7月開催）等において、広報紙等の作成の際、男女共同参画の視点を取り入れるよう要請した他、ガルーン（庁内ネットワーク）内に「男女共同参画の視点からの表現の手引き」をアップロードし、周知に努めた。						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	ガイドラインについて、広報担当者会議においても要請を行うことでさらなる周知に努めるとともに、ガイドラインの策定から10年以上が経過したことから、用語等の見直しを含め内容について検討を図る。						
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター	

- 市の刊行物に関するガイドラインを民間等に広く周知するため、関係機関と連携し啓発を行う。

イベント名	—						
対 象	市民						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	—						
実 施 結果・効果	市ホームページ上に「男女共同参画の視点からの表現の手引き（上記）」を掲載するとともに、県が作成する「県政広報物表現ガイドライン」を併せてアップロードし、啓発に努めた。						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	ホームページを一層活用するとともに、企業等への郵送物にガイドラインを折り込むなどし、紙媒体を用いて広く周知する方法を検討する。						
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター	

⑤ 地域の環境浄化

ア 啓発事業

- 学校、家庭、地域社会が有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域環境を浄化するための啓発活動を推進する。

イベント名	—					福島市内非行少年等補導状況（1月～12月） 警察機関資料より（人） <table><thead><tr><th>区分</th><th>窃盗・不良行為</th><th>刑法犯</th><th>特別法犯</th><th>総数</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成17年</td><td>3,878</td><td>417</td><td>4</td><td>4,299</td></tr><tr><td>平成18年</td><td>3,604</td><td>503</td><td>10</td><td>4,117</td></tr><tr><td>平成19年</td><td>3,460</td><td>328</td><td>5</td><td>3,793</td></tr><tr><td>平成20年</td><td>2,283</td><td>263</td><td>8</td><td>2,554</td></tr><tr><td>平成21年</td><td>1,576</td><td>275</td><td>15</td><td>1,866</td></tr><tr><td>平成22年</td><td>1,789</td><td>253</td><td>10</td><td>2,052</td></tr><tr><td>平成23年</td><td>955</td><td>214</td><td>3</td><td>1,172</td></tr><tr><td>平成24年</td><td>1,336</td><td>145</td><td>11</td><td>1,492</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>645</td><td>97</td><td>8</td><td>750</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>571</td><td>116</td><td>3</td><td>690</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>489</td><td>108</td><td>3</td><td>600</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>589</td><td>88</td><td>3</td><td>680</td></tr><tr><td>平成29年</td><td>474</td><td>61</td><td>7</td><td>542</td></tr></tbody></table>	区分	窃盗・不良行為	刑法犯	特別法犯	総数	平成17年	3,878	417	4	4,299	平成18年	3,604	503	10	4,117	平成19年	3,460	328	5	3,793	平成20年	2,283	263	8	2,554	平成21年	1,576	275	15	1,866	平成22年	1,789	253	10	2,052	平成23年	955	214	3	1,172	平成24年	1,336	145	11	1,492	平成25年	645	97	8	750	平成26年	571	116	3	690	平成27年	489	108	3	600	平成28年	589	88	3	680	平成29年	474	61	7	542
区分	窃盗・不良行為	刑法犯	特別法犯	総数																																																																								
平成17年	3,878	417	4	4,299																																																																								
平成18年	3,604	503	10	4,117																																																																								
平成19年	3,460	328	5	3,793																																																																								
平成20年	2,283	263	8	2,554																																																																								
平成21年	1,576	275	15	1,866																																																																								
平成22年	1,789	253	10	2,052																																																																								
平成23年	955	214	3	1,172																																																																								
平成24年	1,336	145	11	1,492																																																																								
平成25年	645	97	8	750																																																																								
平成26年	571	116	3	690																																																																								
平成27年	489	108	3	600																																																																								
平成28年	589	88	3	680																																																																								
平成29年	474	61	7	542																																																																								
対 象	補導委員																																																																											
参 加 人 員	127人																																																																											
実 施 時 期	通年																																																																											
実 施 場 所	市内																																																																											
実 施 結果・効果	街頭補導活動、白ポストから有害図書類の回収を実施した。また、平成28年まで市内に1ヶ所あった成人向けの図書類等自動販売機がなくなった。 （実施回数） ・補導活動：393回 ・白ポストからの回収：6回 （実施効果） ・非行少年等の補導件数：542件（前年比20％減）																																																																											
評 価	A																																																																											
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	非行少年等の補導件数（H29:542件）は、前年比20％減少した。また、H17.18の4,000件台から大きく減少しており、普段の補導活動においても、いわゆる不良少年を目撃する機会がなくなった。今後も地域の実情を把握し、補導活動の巡回経路や時間帯など適宜見直しを行いつつ補導活動を継続して実施していく。																																																																											
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課 こども政策課																																																																						
	(A)	(A)																																																																										

イ 青少年健全育成推進会議

- 各地区の活動により、青少年の健全育成を推進する。

イベント名	—					
対象	市民					
参加人員	—					
実施時期	通年					
実施場所	市内					
実施結果・効果	小学校区毎46地区の推進会和8地区の連絡会が、地域の実情に合った健全育成推進活動をそれぞれ展開している。 7月にＪＲ福島駅前で街頭啓発活動を行う等、青少年の意識啓発を行った。また、福島市青少年健全育成推進大会において青少年の健全育成に顕著な功労のあった個人又は成果を上げた団体に対し表彰を行った。 （福島市青少年健全育成功労表彰受賞者） ・団体：3団体　・個人：14人					
評価	A					
A評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	非行少年等の補導件数（H29:542件）は、前年比20％減少した。また、H17.18の4,000件台から大きく減少しており、街中等で、いわゆる不良少年を目撃する機会がなくなった。 各地区推進会や関係機関と連携を深め、青少年健全育成事業を継続しつつ、青少年を取り巻く新たな課題についての対応を検討する必要がある。					
年次計画 （評価）	28 （A）	29 （A）	30	31	32	所管課 こども政策課

基本目標 I	男女共同参画の意識づくり
施策の方向性 1	男女共同参画意識の醸成
基本的施策 (2)	性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し

① 男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発

ア 啓発事業

- 職場、家庭、地域等あらゆる分野における慣習・慣行について、性別の偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかける。

イベント名	—						
対 象	市民						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	—						
実 施 結果・効果	※ジェンダーフリーについての認識を深めるためのリーフレット「ジェンダーフリーなことば」及び周知啓発ポスター「男女共同参画について知っておきたい4つのポイント」を男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」内の掲示コーナーに配置し、啓発を図った。						
評 価	B						
A 評価 に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	平成26年に実施した福島市男女共同参画に関する意識調査の結果からも、職場、家庭、地域等における市民の性別役割分担意識は、未だに根強いものとなっている。意識の変革に向けて、本年度も男女共同参画週間（6月23日～29日）に啓発ポスターを作成し、上記リーフレットと併せて市の各窓口に掲示をお願いするなど、取組みを強化する。						
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター	

※ ジェンダーフリー

人々の行動または生き方をジェンダー（生物学的な性差と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的、文化的に培われ形成された性差）によって枠にはめることのない、男女がともに多様な生き方を許容する社会をつくらうという考え方。

イ 情報の収集と提供

- 男女共同参画に関する認識を深めるための情報を収集し、提供する。

イベント名	—						
対 象	市民						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	男女共同参画センター						
実 施 結果・効果	男女共同参画に関する新聞記事の収集提供や男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」内の図書コーナーにおいて、関連図書の充実を図り貸し出しを行った他、他市町村が発行する男女共同参画関連の機関紙を100種以上掲示するなど、情報収集及び提供に努めた。						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	より多くの市民が気軽に利用できるよう、引き続き収集した情報の整理を行うとともに、図書コーナーそのものの周知を図るなど、提供方法の工夫に努める。						
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター	

○ 女性のおかれた状況を客観的に把握できるように統計情報を収集し、提供する。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	男女共同参画センター					
実 施 結果・効果	国（平成29年度版男女共同参画白書等）や県、他市の各種調査結果等を収集し、男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」内の図書コーナーにおいて掲示・配置した他、「女性の政治参画マップ2017」を掲示コーナーに掲示し、情報提供に努めた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	収集した統計情報を、市ホームページに掲載するなど、より広範に提供するための方策を検討する。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 男女共同参画センター

ウ 市政情報提供の充実と強化

○ 市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。

イベント名	—					
対 象	市民等					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	ツイッター・フェイスブック等の発信を継続するとともに、広報情報モニターや市民カメラマンによる意見と情報の収集を行った。動画コンテストを主催し応募作品をYoutubeに掲載することで、市民参加型の広報を行った。大学生に福島市の魅力をTwitterを使って投稿してもらい、若い世代からの情報発信強化をはかった。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	意見を市広報媒体へ反映し、適時・適確な効果的な広報につなげていく。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				広報課

基本目標Ⅰ	男女共同参画の意識づくり
施策の方向性2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
基本的施策（１）	男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実

① 意識改革をめざす啓発活動の推進

ア 情報紙の発行

○ 男女共同参画について理解を深めてもらうため、男女の市民参画による情報紙を発行する。

イベント名	男女共同参画情報紙「さんかくBook」第2号の発行						
対象	市政だより折込による全戸配布						
参加人員	—						
実施時期	3月						
実施場所	—						
実施結果・効果	福島市男女共生セミナーとして、国谷裕子さんに「女性が活躍できる社会を目指して～私がいま、伝えたいこと」をテーマに講演いただいた内容を掲載したほか、女性団長が活躍している福島県立福島東高等学校の「東高応援団」を取材した内容を掲載した。 107,300部作成。全戸配布を行ったほか、市の関係各施設に配置するなどし、市民の男女共同参画意識の醸成を図った。						
評価	A						
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	平成30年度は、8人の市民編集員に参画いただき、編集会議を重ねながら、一層内容の充実を図るとともに、より効果的な啓発に努める。 平成30年度作成予定部数：107,600部						
年次計画 (評価)	28	29	30	31	32	所管課	
	(A)	(A)				男女共同参画センター	

イ 情報の収集と提供

○ 男女共同参画に関する情報を収集し、多様な情報を提供する。

イベント名	—						
対 象	市民						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	男女共同参画センター						
実 施 結果・効果	男女共同参画に関する新聞記事の収集・提供や男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」内の図書コーナーにおいて関連図書の充実を図り貸し出しを行った他、他市町村が発行する男女共同参画関連の機関紙を100種以上掲示するなど、情報収集及び提供に努めた。 (再掲13頁)						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	より多くの市民が気軽に利用できるよう、引き続き収集した情報の整理を行うとともに、図書コーナーそのものの周知を図るなど、提供方法の工夫に努める。 (再掲13頁)						
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 ▶	所 管 課 男女共同参画センター	

ウ 講演会、講座等の開催

○ 男女共同参画の視点を踏まえたテーマによる講演会等を開催し、広く市民の関心と理解を高める。

イ ベ ント 名	男女共生セミナー2017					トップセミナー2017
対 象	市民					事業主等
参 加 人 員	430人（定員450人：申込者数473人）					68人（定員100人：申込者数95人）
実 施 時 期	11月25日（土）					11月4日（土）
実 施 場 所	福島テルサ F T ホール					保健福祉センター5階大会議室
実 施 結果・効果	<男女共生セミナー2017> 10頁参照 <トップセミナー> 講師：上田情報ビジネス専門学校／副校長 比田井 和孝 氏 講演：大人のためのココロの授業～何のために働くのか～ 働くことの意義や、常日頃の心がけと習慣の大切さについて学び、アンケートでは「満足」以上と回答された方の割合が96.8%であった。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	<男女共生セミナー> 10頁参照 <トップセミナー> 人材養成講座の一コマを公開講座として前年度の反省を活かし土曜日に開催したが、定員に満たなかったこと、当日の受講率が約7割であったことなどから、日程や周知方法について検討したい。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 男女共同参画センター

エ メッセージ作品募集事業

○ 男女共同参画意識の醸成のため、メッセージ作品の募集・表彰を行う。

イベント名	男女共同参画についてのあなたからのメッセージ					
対 象	市民					
参 加 人 員	624作品（H27年度は860作品、H28年度は937作品）					
実 施 時 期	4月～7月					
実 施 場 所	男女共同参画センター・アオウゼ					
実 施 結果・効果	「男だから、女だからといったワクにとらわれずに、学校や家庭、地域、職場で活躍するひと、活躍する姿」をテーマに、小学生以上の方から多数の応募があり、36点を表彰した。7月開催の人権と平和展やこむこむで全作品を展示したほか、入賞作品の一部を「さんかくBook」の表紙や市ホームページ上へ掲載するなどし、男女共同参画意識の醸成と啓発に努めた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	事業を継続的に実施するとともに、より多くの市民に参加いただけるよう広く募集を行い、引き続き入賞作品を機関紙へ掲載するなど、活用方法についてもさらに検討する。また、男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせて、各部の最優秀作品を掲載した啓発用ポスターを作成し、一層の男女共同参画意識の醸成を図る。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 男女共同参画センター

② 多様な学習機会の提供

ア 活動の場の提供

○ 男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援する。

イベント名	—					
対 象	男女共同参画センター・使用団体等					
参 加 人 員	登録団体（54団体）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	男女共同参画センター					
実 施 結果・効果	男女共同参画センター使用登録団体に対し、無料で会議室を貸し出すとともに、男女共同参画に関する刊行物、資料の提供等を行った。 また、ふくしま市女性団体連絡協議会と福島市男女共同参画センター使用団体連絡協議会で構成する実行委員会を組織し、「男女共生セミナー2017」の企画にあたった（10項参照）					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	今後も各団体と連携し、活動の場の提供や支援を行うとともに、男女共同参画を積極的に推進する新規のNPO法人等とも交流を深めながら、更なる活動の充実と機会の提供に努める。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 男女共同参画センター

イ 家庭教育学級・講座の開催

○ 男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう学習内容の充実や、開催日時等を工夫し、働く女性や男性を含めた参加者の拡大を図る。

イベント名	家庭教育学級・講座の開催					
対 象	子どもを持つ親					
参 加 人 員	867人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各学習センター					
実 施 結果・効果	各学習センターにおいて特色ある学級・講座を開設。男性の参加を促すため開催日時を土日又は夜間等で開催し参加しやすい講座を設定した。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	各学習センターに対して積極的に指導し、講座内容の周知方法や開催日時等を検討し参加を促し、更なる参加者の増加に努める。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 生涯学習課



ウ 語り合いネットワーク推進事業

○ 学校、PTA主催の男女共同参画の視点に立った子育てに関する学習に対し情報を提供するとともに、講師を派遣し支援する。

イベント名	—					
対 象	PTA会員等					
参 加 人 員	501人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	幼稚園・小学校・中学校					
実 施 結果・効果	各学校PTA教養講座等で実施する家庭教育関係事業に対し講師の紹介、謝金の支援等を行った。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	広報については、市政だより「地区だより」、各家庭にチラシの全戸配布や市のホームページを活用して広く周知を行う。併せて学校への周知を図る。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 生涯学習課

エ ヤングカレッジ・少年教室の開催

○ 青少年を対象にした学級等において、男女平等観に立脚した内容を取り入れる。

イベント名	ヤングカレッジ・講座					少年教室
対 象	青年男女					小・中学生
参 加 人 員	学級生173人					543人
実 施 時 期	通年					通年
実 施 場 所	各学習センター					各学習センター
実 施 結果・効果	各学習センターで実施する学級・教室等において男女共同参画の視点を取りいれて企画するとともに、男女共同参画を意識して子どもの指導を行った。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	男女共同参画の視点に立った事業の企画や指導を行う。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 ➡	所 管 課 生涯学習課

③ 相談体制の充実

ア 男女共同参画に関する相談事業

○ 男女共同参画に関する諸問題について関係機関と連携を取り、電話や来所による相談の場の提供を行う。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	男女共同参画センター					
実 施 結果・効果	こども政策課（家庭児童相談室）での相談を基本とし、男女共同参画センターでの面談による相談は、月、水曜日（9時～12時、13時～16時）の予約制により家庭児童相談室の相談員が来所し行う。 体制は整えているが、29年度の男女共同参画センターでの相談は0件であった。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	30年度も、作成した右チラシや市ホームページを活用しながら相談窓口の周知を図るとともに、相談者が相談しやすい環境を整備する。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 男女共同参画センター

イ すこやかテレホン相談事業

○ 青少年及び保護者の悩み事などの電話相談を行う。

イベント名	—																																																													
対 象	青少年等																																																													
参 加 人 員	460件																																																													
実 施 時 期	通年																																																													
実 施 場 所	青少年センター																																																													
実 施 結果・効果	青少年や保護者の悩み等について相談員が適切な助言や指導を行った。 平成20年から3年間対応件数が200件を切ったが、ここ数年は増加傾向にある。					すこやかテレホン相談対応件数(年間) <table><thead><tr><th></th><th>少年から</th><th>親等から</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>H17</td><td>138</td><td>326</td><td>464</td></tr><tr><td>H18</td><td>146</td><td>162</td><td>308</td></tr><tr><td>H19</td><td>97</td><td>107</td><td>204</td></tr><tr><td>H20</td><td>136</td><td>52</td><td>188</td></tr><tr><td>H21</td><td>113</td><td>67</td><td>180</td></tr><tr><td>H22</td><td>101</td><td>79</td><td>180</td></tr><tr><td>H23</td><td>137</td><td>101</td><td>238</td></tr><tr><td>H24</td><td>149</td><td>69</td><td>218</td></tr><tr><td>H25</td><td>210</td><td>80</td><td>290</td></tr><tr><td>H26</td><td>230</td><td>81</td><td>311</td></tr><tr><td>H27</td><td>356</td><td>56</td><td>412</td></tr><tr><td>H28</td><td>313</td><td>56</td><td>369</td></tr><tr><td>H29</td><td>306</td><td>154</td><td>460</td></tr></tbody></table>		少年から	親等から	合計	H17	138	326	464	H18	146	162	308	H19	97	107	204	H20	136	52	188	H21	113	67	180	H22	101	79	180	H23	137	101	238	H24	149	69	218	H25	210	80	290	H26	230	81	311	H27	356	56	412	H28	313	56	369	H29	306	154	460
		少年から	親等から	合計																																																										
H17	138	326	464																																																											
H18	146	162	308																																																											
H19	97	107	204																																																											
H20	136	52	188																																																											
H21	113	67	180																																																											
H22	101	79	180																																																											
H23	137	101	238																																																											
H24	149	69	218																																																											
H25	210	80	290																																																											
H26	230	81	311																																																											
H27	356	56	412																																																											
H28	313	56	369																																																											
H29	306	154	460																																																											
評 価	B																																																													
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	学生など青少年自身が気軽に相談できるように、市政だよりに毎月掲載し、その他の広報媒体にも掲載するなど、事業の周知活動強化に努める。																																																													
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課																																																								
	(B)	(B)				こども政策課																																																								

ウ 家庭教育相談事業の充実

○ 幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談の対応を行う。

イベント名	—						
対 象	市民						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	各学習センター						
実 施 結果・効果	市民から子育てに対する相談を受けることが多くみられる。各学習センターで行っている家庭教育講座への参加を促し、併せて学習センターへ登録している育児サークルへの加入等を推進して、同世代の方と話すことで改善に努めた。						
評 価	B						
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	市政だよりやホームページ、チラシ等を活用し、幼児・小中学生の保護者へさらに周知を図る。						
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課	
	(B)	(B)				生涯学習課	

基本目標 I	男女共同参画の意識づくり
施策の方向性 2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
基本的施策 (2)	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

① 男女平等の意識に立つ学習指導の充実

ア 教科指導の充実

○ 教師、児童・生徒のかかわりを大切に、男女協力による学習指導の実践に努める。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	各教科の授業において、ペアやグループで主体的・対話的に学び合う活動の場面を設定し、協同的な学習の充実を図ることで、男女の垣根を越えた児童生徒のかかわりを深めるとともに、共に学び、共に考えることのよさを実感させることができた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	各教科のねらいを達成するために、さらに有効なペアやグループで深く学び合う活動の在り方について、引き続き模索していく。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 学校教育課

イ 道徳教育の充実

○ 男女の信頼、協力、人権尊重を大切に道徳教育の実践に努める。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	道徳の授業においては、男女が協力する具体的な場面を取り上げたり、日常生活の場面と授業での学習を関連させたりする場面を設定することにより、児童生徒が男女平等、協力、人権尊重について考えられるようにしてきた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	今後も道徳の時間と、学校生活全体の道徳教育との関連を図り、児童生徒がより具体的に男女の信頼や協力、人権尊重について考えることができるようにしていく。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 学校教育課

ウ 特別活動の充実

○ 男女の共同、相互理解を深める特別活動の実践に努める。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	児童生徒のそれぞれの良さを認め合い、望ましい人間関係を築く態度を育成する観点から、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする態度を育てる学級活動や、児童会、生徒会活動など、特別活動の充実を図ってきた。					
評 価	A					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	例えば、学習発表会や文化祭・合唱コンクールに向けて学級が一丸になって取り組む活動など、男女共同の活動を通して、一人一人が集団の中で認められているという自己肯定感がもてるよう、指導の充実を今後も継続して行っていく。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				学校教育課

エ 総合的な学習の時間の充実

○ 男女共同による「生きる力」を育む総合的な学習の時間の実践に努める。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	総合的な学習の時間における体験活動を増やし、共に考えて活動したり、課題を解決したりすることにより、それぞれの良さや互いの考えを認め合いながら、よりよく問題を解決する資質や能力を育成してきた。					
評 価	A					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	それぞれのよさや考えの違いを認め合いながら、異なる視点で考えたり、力を合わせて活動したり、他者と協同して取り組む学習活動を一層展開する。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				学校教育課

② 教科、領域等における人権教育の充実

ア 教科における人権教育の充実

○ 保健体育科、技術・家庭科等の学習を通して、男女の相互理解、思いやり等、人権尊重、男女平等の精神を養う。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	小学校の体育科では体の発育・発達について、中学校の保健体育科では生殖にかかわる機能の成熟や性感染症について学習し、男女が互いを理解し尊重しあって成長する大切さを学ぶ。技術・家庭科においては、家庭や家族の基本的な機能について理解し男女が協力してよりよい家庭生活を営む方法を学んでいく。それらの教科等を通して、人間尊重、男女平等の視点から様々な学習活動が展開された。					
評 価	A					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	今後も男女が協力して生活していく具体的な場面を想定した指導を展開していく。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				学校教育課・保健体育課

イ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権教育の充実

○ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導を通して、人権尊重、男女平等の精神を養う。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	道徳の時間や総合的な学習の時間で、人権尊重、男女平等に直接かかわりのある内容を年間計画に位置付け、計画的に取り上げてきた。また、学校すべての教育活動において児童生徒一人一人の意見や考えを大切にしながら互いの違いに気づき、認め合うことができるようにしてきた。					
評 価	A					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	児童生徒同士が互いのよさを認め合える場や機会を設定し、思いやりに満ちた望ましい集団づくりに努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				学校教育課

③ 性別にとらわれない進路指導や生徒指導の充実

ア キャリア教育の充実

○ 学校教育全体を通して、系統的な進路指導の展開に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図る。

イベント名	—						
対 象	小・中・特別支援学校教員						
参 加 人 員	1,449人						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校						
実 施 結果・効果	小学校での地域の豊かな歴史や文化、人材等に触れ、将来への夢をはぐくむ体験活動を推進する「ふくしまふれあい夢ぷらん」、中学2年生における5日間の連続した職業体験活動を中核とした「中学生ドリームアップ事業」等で、各校のキャリア教育の充実が図られた。						
評 価	A						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	各中学校区で、目指す子ども像を確認し、各教育活動のねらいを明確にして活動の充実を図っていく。						
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課	
	(A)	(A)				学校教育課	

○ 小・中学校における連続した児童・生徒の育ちを見取り、職業観の育成に努める。

イベント名	—						
対 象	小・中・特別支援学校教員						
参 加 人 員	1,449人						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校						
実 施 結果・効果	小学校での「ふくしまふれあい夢ぷらん」での学習を踏まえ、中学校での「中学生ドリームアップ事業」を実践することにより、9年間の系統性をもたせた体験活動が実施され、郷土愛や職業観の育成につなげることができた。						
評 価	A						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	各中学校区内の小・中学校が互いの体験活動の状況を理解しあい、児童生徒の育ちの状況を見据え、ねらいを確認しながら教育活動の一層の充実を図っていく。						
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課	
	(A)	(A)				学校教育課	

イ 教育相談の充実

○ 性に関する指導や交友関係等きめ細かな相談体制の確立と指導の充実を図る。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	学校に配置したスクールカウンセラー（小20校、中20校）やハートサポート相談員（週1回勤務）、教育実践センターに配置したスクールカウンセラー2名やスクールソーシャルワーカー3名（週3回程度勤務）等が訪問相談や電話相談により、一人一人の児童生徒の思春期における心身の悩みや、交友関係等の悩み等にきめ細かに対応し、心のケアに努めた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	教職員がカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家による研修を受講するなどして心のケアについて理解を深め教育相談の手法を習得するとともに、一人一人の児童生徒を観察し、児童生徒理解のもとさらに個に応じた対応に努めていく。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 教育研修課

④ 学校生活全般における男女共同の具体的な推進

ア 男女共同意識に立つ学校生活の充実

○ 男女共同による責任ある行動がとれる子どもの育成を目指す指導の充実を図る。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	小学校における児童会活動、中学校における生徒会活動や、給食当番や清掃班、遠足や修学旅行の班編成等を男女混合の構成とすることにより、男女が協力して係活動や学校行事に取り組むことの意義や有効性について実感させることができた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	性差を正しく理解し、男女がそれぞれのよさを生かしながら、協力することの大切さをさらに実感させるために有効な係活動や行事の企画・運営のあり方について引き続き模索していく。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 学校教育課

イ ボランティア教育の推進

○ 男女共同意識とともに、ノーマライゼーション意識を育む特別活動や総合的な学習の時間等でのボランティア活動の充実に努める。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	学校や地域の実態に応じて特別活動や総合的な学習の時間において、奉仕作業やボランティア学習等を通して、ボランティア意識の高揚を図ってきた。また、特別活動における奉仕作業を通して、男女が協力して活動することの大切さを考えさせてきた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	今後も学校や地域の実態に応じて、児童生徒がボランティア活動への興味関心をもち、意欲を高めながら、主体的に活動できるように指導していく。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 学校教育課

ウ 家庭への啓発

○ 男女共同意識、性教育等について家庭への啓発に努める。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	男女共同意識の醸成に関する授業や、性に関する指導の授業を授業参観に実施したり、授業の状況を学校便りや教科通信等を発行したりして、家庭への啓発を図った。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	今後も土曜授業等の機会などを生かし、授業を公開したり学校便りを工夫して発行したりして啓発を継続していく。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 学校教育課

⑤ 教職員研修における男女共同の推進

ア 子育て支援職員等の研修

○ 職員研修により男女平等意識の高揚に努めるとともに、子育て支援に関わる職員の資質向上を図る。

イベント名	子育て支援者研修会					
対 象	子育て支援に関わる職員等					
参 加 人 員	76人					
実 施 時 期	2月18日（日）					
実 施 場 所	保健福祉センター					
実 施 結果・効果	講師：桜の聖母短期大学・教授 狩野奈緒子 氏 講演：「多様な子どもや家庭への支援」 参加者からは「保護者のニーズを素早くくみ取っていくことでより良いコミュニケーションがとれると感じた。」「普段の保育の中での保護者との育ちあいについて改めて考えさせられた。」などの感想が寄せられた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	子育て支援者としての専門性の確保と資質の向上を図るため、講師に保育・教育・子育て支援の専門家を招聘し、子どものすこやかな成長に寄与する内容の講演会を開催する。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				こども政策課

イ 校内研修の充実

○ 校内研修により教職員の男女共同意識の高揚に努める。

イベント名	—					わいせつ・セクハラ（対応マニュアル） 児童生徒一人ひとりの性意識の形成やセクハラ・セクハラ被害の防止、いじめの防止、いじめ被害の防止、
-------	---	--	--	--	--	--

ウ 校内組織の充実

○ 男女共同参画意識を高める校内組織の充実と活性化を図る。

イベント名	—					
対 象	小・中・特別支援学校教員					
参 加 人 員	1,449人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各小・中・特別支援学校					
実 施 結果・効果	校内組織における学年主任や教務主任、生徒指導主事等の任命にあたっては、性別に関わらず個人の能力・適性を重視し、適切な人材を任命し、組織の活性化を図った。 年間を通じた校内服務倫理委員会組織の編成の際、委員長やセクハラ相談担当者の任命にあたっては、性別を問わず適材適所に努めることで組織の活性化並びに風通しの良い職場づくりを進めた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	組織の活性化は各校の教育活動の充実に向けて重要な要素となることから、今後も性別に関わらず職員個人の能力や適性を重視し、校内組織体制づくりに取り組んでいく。また、研修の機会を設けるとともに同僚性を発揮して、セクハラ防止に努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 学校教育課

基本目標Ⅰ	男女共同参画の意識づくり
施策の方向性2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
基本的施策(3)	男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

① 各種研修会における男女共同参画教育の推進

ア 男女共同参画講座、女性講座等の開催

- 働く女性や男性のため、開催日時等の工夫を行うなど、学級、講座等の学習機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れる。

イ ベ ン ト 名	男女共生講座（第1回）		男女共生講座（第2回）		男女共生講座（第3回）		女性学級、女性講座等の充実	女性大学講座
対 象	市民		市民		市民		成人女性ほか	成人女性ほか
参 加 人 員	27人（定員50人）		26人（定員20人）		45人（定員50人）		658人	延べ372人
実 施 時 期	5月20日（土）		6月10（土）		3月10（土）		通年	10月～11月
実 施 場 所	男女共同参画センター		男女共同参画センター		男女共同参画センター		各学習センター等	アオウゼ
実 施 結果・効果	＜男女共同参画センター＞ 男女共生講座を3回開催し、市民があらゆる分野に参画するための知識の習得と能力の向上に寄与した。いずれの講座も9割以上の参加者が内容について「満足」以上と回答した。 ＜生涯学習課＞ 防災や健康など身近な課題に焦点をあてて事業を実施した。							
評 価	A							
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	＜男女共同参画センター＞ 講座内容の一層の充実を図り、参加者が少ない男性と若年層の参加を促す。 ＜生涯学習課＞ 参加者から活動内容に対するアンケートを取り内容に偏りが無い事業を展開する。							
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課		
	(A)	(A)				男女共同参画センター・生涯学習課		

② 男性の地域生活、家庭生活を支援する学習機会の提供

ア 男女共同参画出前講座の開催

男性重点

- 関係機関と連携し周知を図り、地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。

イベント名	—					市民
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実 施 結果・効果	新たに右チラシを作成し、男女共同参画センターを初め、市の関係施設に配置した他、男女共同参画センター使用団体等にも送付するなど、積極的に広報を行った結果、問い合わせはあったものの、利用には至らなかった。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	改めて、男女共同参画に関する学習会に相応しいテーマや担当可能な講師について検討し、市民の講師派遣要望に応じることができるよう努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター

イ 成人対象の学級、講座等の開催

男性重点

○ 学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し、男性の参加を呼びかけていく。

イベント名	市民学校等					高齢者学級（27学級）
対 象	成人男女					成人男女
参 加 人 員	2,312人					1,504人
実 施 時 期	通年					通年
実 施 場 所	各学習センター					各学習センター
実 施 結果・効果	各学習センターにおいて学級・講座を開催。各学習センターで特色ある内容を設定し、開催日時なども工夫をこらした。また、各学習センター毎に市のホームページに情報を掲載し参加を呼びかけた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	働く男性が更に参加しやすい事業内容を確認する。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課
						生涯学習課

ウ 家庭教育学級、講座等の開催

男性重点

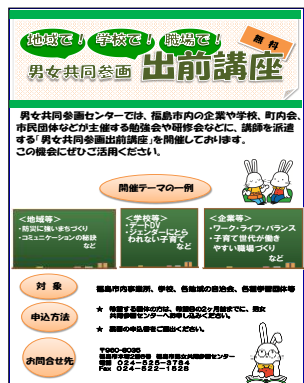
○ 学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。

イベント名	—					
対 象	子どもを持つ親					
参 加 人 員	867人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各学習センター					
実 施 結果・効果	各学習センターにおいて学級・講座を開催。各学習センターで特色ある内容を設定し、開催日時なども工夫をこらした。また、各学習センター毎に市のホームページに情報を掲載し、併せて各小中学校にも事業チラシの配布を行った。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	引き続き市のホームページを活用し広報に努める。市政だより「地区だより」での広報内容を更に分かりやすいものにする。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				生涯学習課

③ 職場内研修への支援

ア 男女共同参画出前講座の開催

- 男女共同参画について理解を深めてもらうため、関係機関と連携し周知を図り、企業が行う研修会へ講師等を派遣する。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実施結果・効果	新たに右チラシを作成し、男女共同参画センターを初め、市の関係施設に配置した他、男女共同参画センター使用団体等にも送付するなど、積極的に広報を行った結果、問い合わせはあったものの、利用には至らなかった。(再掲29頁)					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	改めて、男女共同参画に関する学習会に相応しいテーマや担当可能な講師について検討し、市民の講師派遣要望に応じることができるよう努める。(再掲29頁)					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター

イ 啓発資料の作成

- 男女共同参画を推進するための資料を作成し配布する。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	上記③ーアにおける企業研修会や男女共同参画推進アドバイザー研修会の際に、改訂版男女共同参画ふくしまプラン（ダイジェスト版）の活用の啓発に努めた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	改定版の男女共同参画ふくしまプラン（ダイジェスト版）を、より多くの企業に研修会等で活用いただけるように努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 男女共同参画センター

④ 社会教育指導者の男女共同参画研修

ア 各種リーダー研修会

○ 女性学級や女性団体等の各種リーダー研修会に、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れる。

イベント名	女性学級リーダー研修会	女性学級交歓懇談会	生涯学習関係担当職員研修
対象	女性学級生成人女性	女性学級生成人女性	社会教育関係担当職員
参加人員	10人	64人	13人
実施時期	9月	9月	通年
実施場所	三春町・郡山市	市内	市内
実施結果・効果	地域の女性リーダー育成と、他地域の女性団体との交流の機会を設け、リーダーとしてのスキルアップを図った。		
評価	B		
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	身近な話題をテーマ設定しこれまで以上に参加しやすい講座を行う。		
年次計画 (評価)	28 (B)	29 (B)	30 31 32 →
			所管課 生涯学習課

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
 施策の方向性1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 基本的施策（1） 雇用環境の整備と働き方の見直し **市町村推進計画(女性活躍推進法)**

① 男女雇用機会均等法についての啓発

ア 事業主に対する情報提供 **男性重点**

○ 使用者団体、関係機関等と連携し、男女雇用機会均等法等についての情報を提供する。

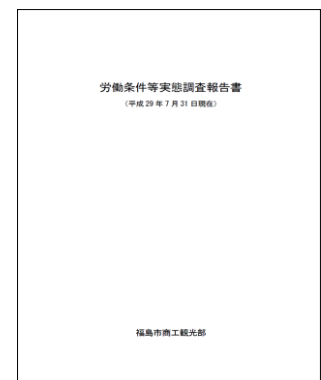
イベント名	募集、採用時における男女の雇用機会均等・配置、昇進昇格等における男女平等・セクシュアル・ハラスメントの禁止・女性、男性の育児休業制度普及				
対象	事業主等				
参加人員	—				
実施時期	通年				
実施場所	ホームページ・福島市就職支援相談窓口等				
実施結果・効果	福島市就職支援相談窓口の雇用促進推進員が各企業を訪問する際に、情報の提供に努めた。 ホームページや就職ガイダンスでの資料配布による啓発に努めた。				
評価	B				
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	さらに情報の収集に努め、企業の参加するイベントでの資料配布や、ホームページのわかりやすい掲載など、情報提供の方法の改善に努める。				
年次計画 (評価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →
					所管課 男女共同参画センター・商業労政課



イ 事業所実態調査

○ 市内民間企業に対し男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向調査を行う。

イベント名	労働条件等実態調査				
対象	市内事業所				
参加人員	968事業所				
実施時期	10月～12月				
実施場所	市内				
実施結果・効果	968事業所のうち 回収率 52.2% (505事業所)、 有効回答率 32.5% (315事業所) 福島市内の事業所の実態を把握できる回答を得ることができた。				
評価	B				
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	回収率を増加させるために、送付時期や回収方法を工夫する。				
年次計画 (評価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →
					所管課 商業労政課



② 職場での性別役割分担意識と慣行の見直し

ア 男女共同参画トップセミナーの開催

○ 雇用の場における男女平等及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するため事業主等を対象に講演会を開催する。

イベント名	男女共同参画トップセミナー2017					
対 象	事業主等					
参 加 人 員	68人（定員100人：申込者数95人）					
実 施 時 期	11月4日（土）					
実 施 場 所	保健福祉センター5階大会議室					
実 施 結果・効果	講師：上田情報ビジネス専門学校／副校長 比田井 和孝 氏 講演：大人のためのココロの授業～何のために働くのか～ 働くことの意義や、常日頃の心がけと習慣の大切さについて学び、アンケートでは「満足」以上と回答された方の割合が96.8%であった。（再掲16頁）					
評 価	A					
A 評価 に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	人材養成講座の一コマを公開講座として前年度の反省を活かし土曜日に開催したが、定員に満たなかったこと、当日の受講率が約7割であったことなどから、日程や周知方法について検討したい。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	
	(A)	(A)				所 管 課 男女共同参画センター

イ 職場における男女平等推進啓発事業

○ 女性の雇用管理の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する啓発を行う。

イベント名	—						 福島市 働く女性応援認証企業
対 象	事業主等						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	福島市就職支援相談窓口・福島商工会議所						
実 施 結果・効果	福島市就職支援相談窓口の雇用促進推進員が各企業を訪問した際に、情報の提供に努めた。 また、平成27年度より働く女性応援企業認証事業を実施し、女性の働きやすい職場環境等を積極的に行う市内中小企業を認証し公表し、他企業への普及促進を図った。						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	さらに情報提供の方法の改善に努め、働きやすい職場環境づくりを推進する。						
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課	
	(B)	(B)				商業労政課	

ウ 女性の働きやすい職場環境を整備している企業に対し認証する

- 子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすくより活躍できる職場環境づくりを進める。
企業認証式及び講演会を開催する。

イベント名	働く女性応援企業認証事業、女性のワーク・ライフ・バランス推進事業企業セミナー				
対 象	事業主等				
参 加 人 員	7社、222人				
実 施 時 期	平成29年7月～平成30年2月				
実 施 場 所	市内				
実 施 結果・効果	働く女性応援企業認証式（平成30年2月8日実施） 認証企業：7社 子育て支援や女性の管理職登用などを積極的に実施する中小企業からの申請により認証した。 講演会（平成29年10月25日実施）参加者 222人 講師：株式会社LUFTホールディングス 代表取締役社長 南原竜樹 講演：「シゴトは好きなコトのはじまり」として女性がそれぞれの立場でキャリアアップするための具体的な心がけなどの情報共有をすることにより、働く女性及び事業主の意識改革や女性が活躍できる環境づくりを推進した。				
評 価	B				
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	認証事業においては、市で開催されるセミナーで周知を図るなど広報方法を工夫し、昨年から4社増の7社を認証したが、目標の10社には至らなかった。 講演会においては、女性が半数以上を占め男女共同参画について興味を持つ女性が多いことが分かった。アンケート結果をもとに、今後も働く女性のための課題を解決するための取り組みを進めていく。				
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →
					所 管 課 商業労政課



③ 再雇用、中途雇用の普及促進

ア 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供

- 求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図る。

イベント名	—				
対 象	市民				
参 加 人 員	—				
実 施 時 期	通年				
実 施 場 所	ホームページ・市政だより・福島市就職支援相談窓口・福島商工会議所・市内				
実 施 結果・効果	福島市就職支援相談窓口やハローワークと連携を図り、情報提供に努めた。 また、企業見学・実習をする事業を実施し、求職者の職域拡大や離職期間のブランク解消を支援し、再就職へ向けた支援を実施した。 併せて、再就職を希望する女性が仕事と家庭の両立を図りながら働く支援を実施した。				
評 価	B				
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	さらに、関係機関が実施する事業の情報収集および本市で実施する事業を広く周知するため、ホームページ等での事業紹介を充実する。				
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →
					所 管 課 商業労政課

④ 女性起業家の支援

ア 起業に関する情報提供

○ 関係機関等と連携し、情報提供を行う。

イベント名	福島創業スクール（全6回）の広報					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	9～11月					
実 施 場 所	ポスター、チラシの掲示					
実 施 結果・効果	関係機関等と連携し、商工会議所が主催する創業スクール開催の情報提供を行った。					
評 価	B					
A評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	主催者と協議し、起業を希望する女性の目に、よりとまりやすい場所への情報提供を検討する。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 産業創出推進室

イ 女性創業者に対する支援

○ 創業融資を受けた際の利子2年間の全額補助を行う。

イベント名	—					
対 象	女性創業者・中心市街地内での創業者					
参 加 人 員	14件					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実 施 結果・効果	創業しやすい環境の整備として、創業融資に対する利子の全額を補助し、創業にかかる経済的負担の軽減が図られた。 目標件数16件に対し、14件の補助を行った。					
評 価	A					
A評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	平成30年度は、福島商工会議所や各金融機関の創業支援担当と更なる連携を強化し、創業を目指す熱意のある方の応援に努める。平成30年度は女性による創業の目標件数16件。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 商業労政課



⑤ パートタイマー、派遣・家内労働者の就業条件の整備

ア 事業主等に対する啓発活動の推進

- 労働条件等実態調査を活用し、就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携し関係法令などの啓発活動を行う。

イベント名	—					
対 象	事業主等					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	ホームページ・福島市就職支援相談窓口・福島商工会議所					
実 施 結果・効果	労働条件等実態調査の中で情報収集を行ない、ホームページに公表をした。また、各種助成金制度等の周知を実施した。 パートタイマー利用率 58.4% パートから正規労働者への転換制度制定率 51.6% 派遣労働者受入率 24.8%					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	関係機関等が実施する制度周知について、ホームページのほか、企業が参加するイベントにおいても情報提供を行い、就業条件等の整備促進を図る。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 商業労政課

⑥ 相談体制の充実

ア 職業相談事業の充実

- 福島市就職支援相談窓口を設置し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図る。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	福島市就職支援相談窓口・各勤労者福祉施設					
実 施 結果・効果	求職者に対し、コラッセふくしま内に相談窓口を常設し職業相談・斡旋の情報提供を行なった。また、勤労者福祉施設において関係機関で実施する職業相談等の情報提供を行なった。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	さらに、相談窓口事業を広く周知できるようホームページ等の充実に努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 商業労政課



基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
 施策の方向性 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 基本的施策（２） 家庭生活における男女共同参画の促進

① 多様な家族形態に対応した家庭生活への支援

ア ひとり親家庭援護事業

○ ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行う。

イベント名	—					
対 象	母子家庭、父子家庭、父母のいない児童					
参 加 人 員	受給者数4,737人（H30.3.31現在）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	地域福祉課、各支所					
実 施 結果・効果	ひとり親家庭に対し医療費の助成を行ったことにより、健康と福祉の増進を図ることができた。 助成件数 14,089件 助成金額 39,145千円					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	ホームページや市政だよりで制度の周知をはかり、関係機関である総合窓口や各支所、こども政策課との連携を強化する。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				地域福祉課

○ ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給を行う。

イベント名	—					
対 象	児童を監護する母、児童を監護し生計を同じくする父、または当該父母にかわって児童を養育している人					
参 加 人 員	受給者数 2,125人（H30.3.31現在）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	こども政策課、各支所					
実 施 結果・効果	法制度に則り支給することで、児童が育成される家庭の生活安定と自立促進が図られた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	平成29年度同様、法令に則り実施していく。 定例払：4月・8月・12月の年3回、各月の11日に支給月の前月分までの分（4か月分）を受給者に支給する。 なお、平成31年度より支給月が2か月に1回へと制度変更が行われるため、施行に向けた準備を行っていく。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				こども政策課

○ ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付の申請受付を行う。

イベント名	母子父子寡婦福祉資金貸付の申請受付				
対 象	ひとり親家庭など				
参 加 人 員	12件				
実 施 時 期	通年				
実 施 場 所	こども政策課				
実 施 結果・効果	ひとり親家庭の子の進学に伴う入学金や授業料など多額の経費支出に対し、貸付申請を受理し、審査・決定機関である県に引き継ぎ、申請者の希望どおり貸付決定に至った。				
評 価	B				
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	希望者は、日中帯に働いているひとり親であることが多く、休暇を取らないと申請ができない方も多いため、スムーズに手続きが行えるように相談時に申請書を配付していく。 平成30年度の中核市移行に伴い、一連の手続きが県から市に移譲されたことから、貸付申請後に随時審査会を開催し、申請から貸付決定までの期間の短縮を図るなど、利用しやすい制度の構築に取り組む。				
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32
	(B)	(B)			
					所 管 課
					こども政策課

○ ひとり親家庭に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施する。

イベント名	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業				
対 象	20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父				
参 加 人 員	5件				
実 施 時 期	通年				
実 施 場 所	こども政策課				
実 施 結果・効果	ひとり親となり、今後の生活設計に強い意欲を持った申請希望者の相談に応じ、審査基準を満たした申請者への給付を決定することができた。 支給件数：5件 支給金額：5,013,000円				
評 価	B				
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	本年度も市のホームページや市子育て支援ガイドブック「えがお」に制度について掲載し、広報に努めるとともに、ひとり親となり、今後の生活設計に強い意欲を持った申請希望者の相談に応じ、審査基準を満たした申請者への給付を実施する。				
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32
	(B)	(B)			
					所 管 課
					こども政策課

○ ひとり親家庭に対して相談事業を実施する。

イベント名	—					
対 象	ひとり親家庭など市民					
参 加 人 員	124件					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	ひとり親への福祉資金貸付の審査・決定機関である県北保健福祉事務所や市の生活福祉課生活相談窓口、こども育成課保育係、健康推進課地域保健係、市社会福祉協議会などと連携し、ひとり親家庭への経済的支援などを図ることができた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	離婚の増加に伴い、ひとり親家庭が増加し、経済的な援助を求める家庭が多くなっている。 市のホームページや市子育て支援ガイドブック「えがお」に各種支援制度について掲載し、関係部署や各種制度の広報を実施する。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				こども政策課

○ 母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所を実施する。

イベント名	—					
対 象	母子家庭					
参 加 人 員	0世帯（平成29年度入所世帯）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	福島敬香ハイム					
実 施 結果・効果	平成29年度の入所世帯は0世帯であるが、心に傷を負った母や貧困の母子家庭において入所相談を受ける中で、適切な相談窓口につなぐことができた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	現在の事業を継続し、施設と市の役割を明確にしながら、連携を強化し入所者の更なる支援を図る。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(B)				こども政策課

② 求職活動支援相談の充実

ア 就労支援窓口を生活福祉課に常設

○ 児童扶養手当を受給している方や生活に困窮する方を対象として福祉事務所とハローワークが共同で就労支援を行う。

イベント名	—						
対 象	児童扶養手当及び住居確保給付を受給している方、生活に困窮されている方等						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	生活福祉課、ハローワーク福島 ほか						
実 施 結果・効果	平成29年度は、上記対象者20人を支援し、13人の方が常用就労することができた。 なお、国では支援対象者に対する就職率の目標を65％と定めており、目標値である13人を達成することができた。						
評 価	A						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	ハローワーク福島、市社会福祉協議会、民生委員等の関係機関、関係者等と更なる連携を図ることにより、多くの対象者の方に利用していただき、就労に向けた支援を行う。なお、平成30年度国目標値が65％⇒67％となる。						
年 次 計 画 (評 価)	28 ● (C)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 生活福祉課	

③ 性別役割分担意識の改革支援

ア 広報・啓発事業

○ 男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布する。

イベント名	男女共同参画情報紙「さんかくBook」第2号の発行					
対 象	市政だより折込による全戸配布					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	3月					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	福島市男女共生セミナーとして、国谷裕子さんに「女性が活躍できる社会を目指して～私がいま、伝えたいこと」をテーマに講演いただいた内容を掲載したほか、女性団長が活躍している福島県立福島東高等学校の「東高応援団」を取材した内容を掲載した。 107,300部作成。全戸配布を行ったほか、市の関係各施設に配置するなどし、市民の男女共同参画意識の醸成を図った。 (再掲15頁)					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	平成30年度は、8人の市民編集員に参画いただき、編集会議を重ねながら、一層内容の充実を図るとともに、より効果的な啓発に努める。 平成30年度作成予定部数：107,600部 (再掲15頁)					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 ➡	所 管 課 男女共同参画センター

④ 男性の家庭生活への参画支援

ア 家庭教育学級、講座等の開催

男性重点

○ 学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。(再掲30頁)

イベント名	—				
対 象	子どもを持つ親				
参 加 人 員	867人				
実 施 時 期	通年				
実 施 場 所	各学習センター				
実 施 結果・効果	各学習センターにおいて学級・講座を開催。各学習センターで特色ある内容を設定し、開催日時なども工夫をこらした。また、各学習センター毎に市のホームページに情報を掲載し、併せて各小中学校にも事業チラシの配布を行った。				
評 価	B				
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	引き続き市のホームページを活用し広報に努める。市政だより「地区だより」での広報内容を更に分かりやすいものにする。				
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32
	(B)	(B)			
					所 管 課
					生涯学習課



イ 成人対象の学級、講座等の開催

男性重点

○ 学習センターの土日開館により、開催日時を工夫し男性の参加を呼びかけていく。(再掲30頁)

イ ベ ント 名	市民学校等					高齢者学級（27学級）
対 象	成人男女					成人男女
参 加 人 員	2,312人					1,504人
実 施 時 期	通年					通年
実 施 場 所	各学習センター					各学習センター
実 施 結果・効果	各学習センターにおいて学級・講座を開催。各学習センターで特色ある内容を設定し、開催日時なども工夫をこらした。また、各学習センター毎に市のホームページに情報を掲載し参加を呼びかけた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	働く男性が更に参加しやすい事業内容を確立する。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28 （B）	29 （B）	30	31	32 →	



ウ 子育て応援広場の開催 男性重点

○ 乳幼児と保護者を対象にした遊びの機会を提供することにより、父親の育児参加へつなげる。

イベント名	子育て応援広場「ベビーダンス」				
対 象	生後3ヶ月～1歳半までの親子				
参 加 人 員	87組 196人				
実 施 時 期	年5回				
実 施 場 所	保健福祉センター				
実 施 結果・効果	参加者希望者が多く、キャンセル待ちが出るほどであったため、今年度より実施回数を3回から5回に増やした。 父親の参加も多く、参加者からは「久しぶりに子どもと一緒にリラックスして過ごせてよかった。」「気軽に参加できるこのようなイベントをたくさん開催してほしい。」などの感想が寄せられた。				
評 価	A				
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	市民のニーズが高いため、開催回数を増やし事業を実施する。 父親も参加しやすいように、土曜日または日曜日の開催とする。				
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32
	(A)	(A)			
					所 管 課
					こども政策課



基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
 施策の方向性1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 基本的施策（3） 地域活動における男女共同参画の促進

① 地域づくりに関する方針決定過程への女性の参画促進

ア 男女共同参画出前講座の開催

○ 関係機関と連携し周知を図り、地域等で開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。

イベント名	男女共同参画出前講座（第1回）					男女共同参画出前講座（第2回）	
対 象	福島市磐青の会					ふくしま市女性団体連絡協議会	
参 加 人 員	20人					37人	
実 施 時 期	7月27日（木）					11月29日（水）	
実 施 場 所	男女共同参画センター					男女共同参画センター	
実 施 結果・効果	<第1回> 講師：福島市中核市移行推進室 次長 加藤直樹 講演：未来につながるまちづくりスタート ～中核市移行に向けて～ <第2回> 講師：福島市男女共同参画センター 所長 香野さかえ 講演：女性が活躍できるまち ～福島市の男女共同参画事業～ 市ホームページへの情報掲載やチラシによる講座案内送付等、積極的に広報を行った結果、地域からの申込みがあり、男女共同参画に寄与する研修を行うことができた。						
	評 価	A					
	A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	今後も多様な機関と連携しながら一増の広報に努め、より多くの団体に充実した研修を開催いただけるよう、継続して講師派遣を行う。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター	
	(B)	(A)					

イ 自治振興協議会の開催

○ 市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取して施策に反映させる目的で開催する。自治振興協議会への女性の参画を促進する。

イベント名	—					
対 象	各地区の自治振興協議会の委員					
参 加 人 員	1,011人					
実 施 時 期	6～8月					
実 施 場 所	各支所等					
実 施 結果・効果	市内28地区の自治振興協議会を18会場で開催した。地域住民と協議会を通じ、意見交換を実施することで、行政と住民との情報共有が図られた。また、女性委員の出席は全体の約17%（前年度約16%）であり、僅かではあるが前年度を上回る結果となり、地域の課題解決のために女性の声を反映する機会を設けることができた。 また、傍聴人62名のうち43名が女性の参加者であることから、自治振興協議会の役割を認識していただく良い機会となり、今後さらなる女性委員の拡大に期待が持てる結果となった。 なお、各地区自治振興協議会実施要項内に委員構成の見直し（女性層の拡大）を明記することで、さらなる女性委員確保への周知を図った。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	地域住民の声を施策にさらに反映できる仕組みづくりを検討するとともに、若年層及び女性委員を拡大する。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (R)	29 (R)	30	31	32 ➡	所 管 課 市民協働課

② 地域活動への参画促進

ア 市民活動支援事業

○ 市民活動サポートセンターを拠点として各種事業を実施する。

イベント名	—						
対 象	市民						
参 加 人 員	525人（委託講座7回、講演会1回、自主講座18回）						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	市民活動サポートセンター						
実 施 結果・効果	委託講座 ・市民活動ステップアップ講座 3回 ・NPOマネジメント講座 4回 ・講演会 1回 自主講座 18回 平成29年度は、前年度要望の多かった団体設立後の運営に関する実践的な講座を中心に行った。活動を通じた中での課題解決につながる内容が多かったため、アンケートでも「役に立った」との意見が中心であった。						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	平成30年度は、市民活動においてより実践的な内容の講座や各市民活動団体や企業と協働の推進を図る講座を展開する。 また、市民の方のニーズを調査し、市内NPO法人などへ講座情報を広く周知を図り、市民活動や地域活動を促進する。						
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課	
	(B)	(B)				市民協働課	

イ 地域における女性団体への支援

○ 福島市婦人団体連絡協議会への支援を行う。

イベント名	女性大学講座の共催					補助金の交付等	
対 象	市婦連会員					市婦連	
参 加 人 員	9団体					9団体	
実 施 時 期	通年（女性大学講座10月～11月）					通年	
実 施 場 所	アオウゼほか					—	
実 施 結果・効果	補助金の交付を行い研修会・講座に活用した。 女性大学講座の共催事業は、企画の段階から職員が加わりより良い企画になるようアドバイスを行っている。また、団体で決定した講師の派遣に対する事務的業務を行っている。						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	補助金の交付を引き続き行うことで福島市における女性団体の知識の向上に努める。 女性大学講座の共催事業については、これまで同様企画段階から参画し、更に充実した内容を検討できるようアドバイスをする。						
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課	
	(B)	(B)				生涯学習課	

③ 地域社会活動やボランティア活動の広報

ア 市政情報提供の充実と強化

- 市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。(再掲14頁)

イベント名	—						
対 象	市民等						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	—						
実 施 結果・効果	ツイッター・フェイスブック等の発信を継続するとともに、広報情報モニターや市民カメラマンによる意見と情報の収集を行った。動画コンテストを主催し応募作品をYoutubeに掲載することで、市民参加型の広報を行った。大学生に福島市の魅力をTwitterを使って投稿してもらい、若い世代からの情報発信強化をはかった。						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	意見を市広報媒体へ反映し、適時・適確な効果的な広報につなげていく。						
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 広報課	

イ ボランティア活動の支援

- ボランティア活動に関する情報を収集し、提供する。

イベント名	—					
対 象	市民等					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実 施 結果・効果	市民活動サポートセンターや市ボランティアセンター、行政によるボランティアに関するネットワークの必要性を確認した。 市民活動サポートセンターにおいて市民活動団体のボランティア募集情報を収集し提供した。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	ボランティアセンターや市民活動サポートセンター等を活用し、NPOや市民活動団体とのネットワーク作りを充実させボランティア情報の収集を強化する。 ネットワークについては、他市の状況など情報収集し、効果的な三者の協力体制を整える。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	
						所 管 課
						市民協働課・商業労政課

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
 施策の方向性1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 基本的施策（4） 仕事と子育て及び介護等の両立支援 **市町村推進計画（女性活躍推進法）**

① 子育て支援、児童の健全育成の充実

ア 子育て講演会

○ 子育て支援に関わる職員と市民の育児に関する啓発を図る。

イベント名	福島市子育て講演会					
対 象	市民・保護者・子育て支援関係職員					
参 加 人 員	141人					
実 施 時 期	12月10日（日）					
実 施 場 所	こむこむ館 わいわいホール					
実 施 結 果・効 果	講師：白梅学園大学 学長 汐見 稔幸氏 講演：「心も体も大きくなれ！ ～心をはぐくむ子育てのヒント～」 「今ある子どもの姿のありのままを受け入れる大切さがわかった」、「子育てのヒントだけでなく自分の生き方も考えるきっかけとなった」などたくさんの感想が寄せられ大変有意義な講演会となった。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	子育てをする保護者や子育て支援者をはじめ、多くの市民に対し、子育ての不安や負担感を軽減し、心豊かな子育ての参考となる講演会を開催する。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28 （A）	29 （A）	30	31	32	

所 管 課 こども政策課	
-----------------	--

イ 保育サービス事業

○ 幼稚園・保育所・認定こども園などにおける多様な保育サービス需要に適切に対応し、延長保育や一時預かり保育など保育システムの多様化、弾力化、多機能化に努める。

イベント名	延長保育・一時預かり保育・休日保育・乳児保育・地域活動事業・病児、病後児保育事業（病後児型）・病児、病後児保育事業（体調不良児対応型）など					
対 象	保護者、各保育施設、各企業、各私立幼稚園、保育士					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	保育所・認定こども園・地域型保育事業					
実 施 結 果・効果	各事業の実施とともに、私立幼稚園における長時間の預かり事業に対して、一部補助を行った。 待機児童減少対策として緊急パッケージ事業の計画策定等を行った。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	現在の事業を継続するとともに、保護者のニーズや就労形態の多様化といった社会的変化を適切にとらえ、対応していくことにより、保育サービスの充実を図る。また、待機児童対策の一環として、施設整備や既存施設での受け入れを増やすことにより、保育の受け皿の拡大を図るとともに、保育士の処遇や労働環境の改善、就労支援を行うことで、保育士の確保を図る。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32	所 管 課 こども育成課

保育士資格をお持ちで、働いていない方へ

**保育士の資格を活かして、
福島市で働いてみませんか？**

フランクがあって、すぐに現場にでられ安心！
経験を豊けてから、自信をもって保育士として働きたい

福島市 はそんなあなたを
全面的にサポート！

福島県福島市 私立認可保育施設
① 保育補助員
② 保育の現場
③ 保育士の研修

※まずはお気軽にご来所ください
福島市役所こども育成課
☎024-525-52

**保育士さん
大募集！！**

最大
20万円
補助します！

※支給期間：6ヶ月以内
福島市役所こども育成課
TEL：024-525-3750

ウ 保育料の軽減

○ 保育料の保護者負担軽減に努める。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	4,447人（定員数）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	保育所・認定こども園・地域型保育事業					
実 施 結 果・効 果	国の保育料徴収額表8段階を市独自に17段階に細分化して、延べ56,251人の在籍児童の家庭に対し保育料の軽減を図った。					
評 価	A					
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	現在の事業を継続しながら、多子世帯軽減等、国の施策も踏まえながら保護者の負担軽減を図っていく。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32	所 管 課 こども育成課

エ 子育て支援短期利用事業

○ 保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業(子どものショートステイ)を行う。

イベント名	—					
対 象	2歳～就学前の児童					
参 加 人 員	利用人数 7人 利用回数 26回 利用日数 119日間					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各児童養護施設					
実 施 結 果・効 果	児童を養育している保護者が社会的事由によって児童の養育が一時的に困難となったとき、保護者の申請に基づき、児童養護施設において一時的に児童を預かる「福島市子育て短期支援事業」(ショート・ステイ)を実施している。平成29年度は貧困対策の一つとして要綱改正を行い、ひとり親家庭かつ市民税非課税世帯の利用負担額を生活保護世帯に準じ無料とした。保護者の申請に基づいた支援ができ大きな効果があった。					
評 価	A					
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	児童の安全を確保しながら、保護者が安心して預けられる事業であり、効果が大きい事業であることから今後も継続して実施していく。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32	所 管 課 こども政策課



オ 放課後児童健全育成事業

○ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を実施する。

イベント名	—					
対 象	小学生					
参 加 人 員	2,622人（登録人数）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	69クラブ					
実 施 結果・効果	女性の就労が一般化し共働き家庭が増加する中、昼間家庭に保護者がいない小学生の健全育成や安全安心につながった。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	待機児童を解消するため、新たなクラブの整備を図るとともに、既存クラブの運営内容や設備の充実を図る。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 こども政策課

カ 児童の健全育成事業

○ 健全な遊びを通して、体力増強を図りながら、児童の集団的個別的指導を行う。子供会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を行う児童センター事業を実施する。

イベント名	—					
対 象	全ての児童					
参 加 人 員	72,516人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	各児童センター					
実 施 結果・効果	地域子育ての拠点として、多くの利用があった。 健全な遊びを通して児童の自主的な活動が見られた。					
評 価	B					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	施設の老朽化による破損等に対して、利用者の安全を考 慮し、対策を検討していく。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 こども政策課

キ 地域子育て支援体制の整備

○ 育児の援助について、受けたい者と、行いたい者とを会員として組織するファミリーサポート事業を実施する。

イベント名	—					
対 象	小学6年生までの子を持つ会員ほか					
参 加 人 員	会員数 1,387人 活動件数 3,243回					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	指定場所					
実 施 結果・効果	依頼内容は「下校時の学校から自宅への送り」「子どもの習い事等の援助」「保育施設・放課後児童クラブなどへの迎え及び帰宅後の預かり」「小学校から放課後児童クラブへの送り」「保育施設・小学校からの帰宅後の預かり」「保護者の外出等の援助」支援が全体の約8割を占めた。 保護者の就労と育児が両立できるよう、地域の中で育児支援を実施した。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	チラシ配布や市政だよりでの広報活動を行い、まかせて会員の不足解消に努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 こども政策課

ク 預かり保育事業

○ 保育ニーズの多様化に伴い、子育てを支援する目的で幼稚園において預かり保育を実施する。

イベント名	—					
対 象	ふくしま南幼稚園及び笹谷幼稚園の園児					
参 加 人 員	延べ3,557人					
実 施 時 期	通年（長期休業日を除く）					
実 施 場 所	ふくしま南幼稚園及び笹谷幼稚園					
実 施 結果・効果	ふくしま南幼稚園及び笹谷幼稚園で預かり保育を実施した。在園する園児のほとんどが預かり保育に登録しており、希望する家庭の要望に応じて子育て支援を行うことができた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	園児数の減少傾向がみられるので、今後も効果的な子育て支援の在り方を考えながら取り組んでいく。平成30年度は、福島市立ふくしま南幼稚園と福島市立笹谷幼稚園に加え、福島市立ふくしま東幼稚園で預かり保育を実施する。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (A)	29 (A)	30	31	32	所 管 課 学校教育課

② 教育、保育施設の整備促進

ア 保育所・認定こども園の整備

○ 福島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所等の定員適正化を図るため、保育所、認定こども園の整備を行う。

イ ベ ン ト 名	—					
対 象	—					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	保育所等の公募による新設を進め、新たに5施設が認可保育施設となった。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	待機児童解消が喫緊の課題となっていることから国、県の補助金を活用をすることで、保育所・認定こども園・小規模保育施設の創設及び既存施設の定員拡大を図り、さらに施設整備を推進する。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				こども育成課

③ 相談体制の充実

ア 相談体制の充実

○ 子育ての孤立化や不安の解消を図るため、相談体制の整備・充実を図る。

イ ベ ント 名	子育て支援窓口の設置					地域子育て支援センターにおける相談、情報提供
対 象	市民					市民
参 加 人 員	517件（電話・窓口・訪問）					2,826件（来所・電話相談）
実 施 時 期	通年					通年
実 施 場 所	こども政策課					各地域子育て支援センター
実 施 結果・効果	相談内容は、子どもの発達・家庭環境・育児方法や参加できるイベント、育児サークルについての問い合わせなど多岐にわたり、母親だけでなく、父親・祖母からの相談も増加した。 子育てサービスなどの社会資源については、本課発行の子育て支援ガイドブック「えがお」を活用し、わかりやすい情報提供に努めた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	今後も他機関と連携しながら相談体制を整えていく。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				こども政策課

イ こども発達相談

○ 臨床心理士等による相談を実施し、医療・療育・教育等へつなぎ、また、家庭での養育方法についての支援を図る。

イベント名	—					
対 象	発達障害やその疑いのある、または心配のある子どもとその保護者					
参 加 人 員	延べ人数 506人 (実人数 250人)					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	こども発達支援センターと保健福祉センター					
実 施 結 果・効 果	こども発達支援センターで実施していた「発達相談」と乳幼児健康診査の事後管理である「二次健診」を「こども発達相談会」として統合した。年代別にみると未就園児が215件(85.6%)、小学生が30件(12.0%)、中学生以上が5件(2.0%)であった。関係機関と連携を図ることで、相談者への支援の充実につながった。					
評 価	A					
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	相談体制を強化し、関係機関との連携を継続する。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 こども政策課

④ 特定事業主行動計画の実施

ア 福島市職員の子育て支援プラン

男性重点

○ 母性保護、育児休業、休暇などの各種制度についての周知を図る。

イベント名	—					
対 象	全職員					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結 果・効 果	・女性職員の育児休業取得率100% ・出産補助休暇取得者数 H28:43人⇒H29:42人 ・育児参加休暇取得者数 H28:19人⇒H29:15人 ・子育て支援休暇取得者数 H28:431人⇒H29:448人 ・福島市特定事業主行動計画「福島市職員総活躍アクションプラン」に基づき、休暇等制度をまとめたハンドブックを作成したほか、出産と育児休暇に関するチラシなどにより各種制度について周知を図った。					
評 価	B					
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	福島市特定事業主行動計画「福島市職員総活躍アクションプラン」に基づき、休暇等の制度の周知を推進する。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 人事課

○ 男性職員の育児休業の取得促進を図る。

イベント名	—				
対 象	男性職員				
参 加 人 員	—				
実 施 時 期	通年				
実 施 場 所	—				
実 施 結果・効果	男性向けに育児休業に関するパンフレットを作成し、周知を図った。				
評 価	B				
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	福島市特定事業主行動計画「福島市職員総活躍アクションプラン」に基づき、男性職員に対し育児支援制度の周知を推進するとともに、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを目指す。				
年 次 計 画 (評 価)	28 (C)	29 (B)	30	31	32 →
					所 管 課
					人事課

育児休業取得者(男性職員)

	対象者	取得者	取得率
H22	44人	1人	2.3%
H23	57人	0人	0.0%
H24	53人	1人	1.9%
H25	45人	0人	0.0%
H26	41人	0人	0.0%
H27	49人	1人	2.0%
H28	53人	1人	1.9%
H29	63人	4人	6.3%

目標：H32までに男性職員の育児休業取得率を10%にする。

⑤ 介護保険制度の運営

ア 介護保険制度の広報・啓発

○ 介護保険制度の説明会を開催する。

イベント名	—				
対 象	市民				
参 加 人 員	172人 (8回)				
実 施 時 期	通年				
実 施 場 所	市内				
実 施 結果・効果	介護保険を今後利用される市民や生涯学習団体を対象に担当職員を派遣し、要介護認定の方法や介護サービスの概要等の説明会を開催した。 介護保険制度についての周知を図るとともに、同制度に対する疑問点の解消を図ることが出来た。				
評 価	B				
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	依頼者のニーズに合わせたより内容の濃い説明会を開催し、積極的に制度の周知を図る。 また、最新のパンフレットやパワーポイント等を使用し、より分かりやすい説明に努める。				
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →
					所 管 課
					長寿福祉課



○ 介護保険制度の啓発資料・パンフレットを配布する。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実 施 結果・効果	上記説明会での利用、市関係部署及び各支所、地域包括支援センターへの備付、市政だより折込による広報を行った。 作成部数 「すこやか介護保険」： 12,500部 「健やかライフ」： 7,300部					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	効果的なパンフレット活用方法を検討する。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 長寿福祉課

イ 介護相談員の派遣

○ 介護サービス事業において利用者への相談を実施し、介護サービス等の質的向上を図る。

イベント名	—					
対 象	介護サービス事業所（52事業所）					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	特別養護老人ホーム20施設・老人保健施設12施設・デイサービス13施設・グループホーム5施設・小規模多機能型居宅介護2施設					
実 施 結 果・効 果	介護施設利用者から、生活面やサービスについての不安や要望・意見を聞き介護施設と情報共有することで、利用者の不満や疑問の解消につなげ、介護サービス等の質的向上を図ることができた。また、事業所と介護相談員の懇談会（右写真）を実施し、意見交換を図った。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	平成30年度も引き続き介護相談員の質的向上を図るため、研修機会の確保に取り組むとともに、介護相談員相互及び市の情報共有等を目的とする介護相談員連絡会議を開催する。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (A)	29 (A)	30	31	32	所 管 課 長寿福祉課

⑥ 相談体制、情報提供体制の充実

ア 地域包括支援センター機能の充実

- 高齢者や家族等(原発事故による広域避難高齢者や家族を含む)の相談に応じ、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支援センターの相談等機能を充実する。

イベント名	—					
対 象	高齢者等					
参 加 人 員	7,865人（延べ39,545件）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実 施 結果・効果	市内19箇所の地域包括センターで介護や福祉、生活、地域の支え合い活動などの相談を実施し相談内容に対し、適切に対応できた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	高齢者の増加に伴い、相談内容も困難化している。担当圏域見直しや業務量に応じたセンターの体制強化を図り、保健・医療・福祉等の連携をより充実させた総合的な相談業務を展開する。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28 （B）	29 （B）	30	31	32 →	所 管 課 長寿福祉課

⑦ 介護施設及び設備の充実

ア 介護保険施設の整備促進

- 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備を図る。

イベント名	—					
対 象	有料老人ホーム2施設、特別養護老人ホーム1施設					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実 施 結果・効果	有料老人ホーム2施設（100床）を整備した。特別養護老人ホーム1施設(100床)を平成30年度完了予定で整備中。高齢者とその家族が、安心して生活できるように、介護サービスが適切に提供される環境の整備が図られた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組	平成30～32年度間に、有料老人ホーム2施設(100床)、特別養護老人ホーム2施設（160床）を整備する。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)			➡	長寿福祉課

イ 要介護高齢者等住宅改修助成事業

○ 高齢者及び障がい児・者が快適で安全な在宅生活を送ることができるよう、住宅改修資金を補助する。

イベント名	—					
対 象	要介護(要支援) 高齢者及び障がい児(者) で障がい程度3級以上の方（生計中心者に所得要件あり）					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	※平成28年度で事業終了のため廃止					
評 価	—					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	※平成28年度で事業終了のため廃止					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B) →	—	—	—	—	長寿福祉課

基本目標Ⅱ	男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
施策の方向性2	政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
基本的施策(1)	政策・方針決定過程における女性の参画の促進

① 条例、要綱等の見直しと女性の参画割合等の設定

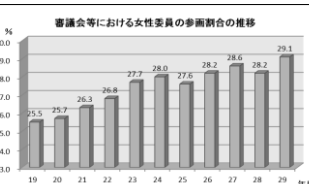
ア 審議会等への女性委員の参画促進

○ 附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づく各種審議会等委員の参画方法や制度の見直しを図る。

イベント名	—					
対 象	庁内各課					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	附属機関等の設置要綱、委員委嘱の発議合議時に各課へ指導に努めた。充て職が多いこと、専門分野における人材の掘り起こしが不十分等の目標達成のための課題が残った。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	引き続き女性の参画割合の向上のため、各所属へ目標値の周知徹底を図る。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 総務課・男女共同参画センター 関係各課

イ 審議会等の女性委員の参画割合の設定

○ 平成32年度までに女性委員の参画割合の目標値を40%とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進める。

イベント名	—																													
対 象	庁内各課																													
参 加 人 員	—																													
実 施 時 期	通年																													
実 施 場 所	—																													
実 施 結果・効果	審議会等における女性の参画割合を調査し、その結果を公表するとともに、女性の参画率の低い審議会の所管課に対し個別にヒアリングを行うなど、目標達成に向けて取り組んだ。 ＜平成29年4月1日現在＞29.1%（達成率72.8%） ＜平成28年4月1日現在＞28.2%（達成率70.5%） ＜平成27年4月1日現在＞28.6%					審議会等における女性委員の参画割合の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>参画割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>19</td><td>25.5</td></tr><tr><td>20</td><td>25.7</td></tr><tr><td>21</td><td>26.3</td></tr><tr><td>22</td><td>26.8</td></tr><tr><td>23</td><td>27.7</td></tr><tr><td>24</td><td>28.0</td></tr><tr><td>25</td><td>27.6</td></tr><tr><td>26</td><td>28.2</td></tr><tr><td>27</td><td>28.6</td></tr><tr><td>28</td><td>28.2</td></tr><tr><td>29</td><td>29.1</td></tr></tbody></table>	年度	参画割合 (%)	19	25.5	20	25.7	21	26.3	22	26.8	23	27.7	24	28.0	25	27.6	26	28.2	27	28.6	28	28.2	29	29.1
	年度	参画割合 (%)																												
19	25.5																													
20	25.7																													
21	26.3																													
22	26.8																													
23	27.7																													
24	28.0																													
25	27.6																													
26	28.2																													
27	28.6																													
28	28.2																													
29	29.1																													
評 価	B																													
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	目標値（40%）の達成に向け、30年度中に委員改選を予定する審議会や目標を下回る審議会等の所管課に対しヒアリングを強化するなど、取組を一層推進する。																													
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課																								
	(R)	(R)				男女共同参画センター																								

ウ 女性委員が参画していない審議会等への積極的参画促進

○ 平成32年度までに女性委員が参画していない審議会等の数の目標値を0とし、定期的に調査するとともにその結果を公表し、女性の参画を計画的に進める。

イベント名	—					
対 象	庁内各課					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	女性委員を登用していない審議会等の数を調査し、結果を公表するとともに、目標値を下回る審議会の所管課に対し、個別にヒアリングを行う等、目標達成に向けた取組を行った。 <平成29年4月1日現在>3審議会（1審議会減） <平成28年4月1日現在>4審議会（1審議会減） <平成27年4月1日現在>5審議会					
評 価	B					
A 評価に 向けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	目標値（0審議会）の達成に向け、ヒアリングの強化等、取組を一層推進する。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)			→	男女共同参画センター

エ 公募による参画の促進

○ 幅広い分野からの参画を進めるために公募制度を取り入れるとともに、実践活動者を積極的に参画させる。

イベント名	—					
対 象	庁内各課					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	男女共同参画推進アドバイザー研修会等において、関係部課に対し審議会等における公募委員の登用促進をお願いするとともに、団体等からの推薦者に限らず、実践活動者を積極的に参画させるよう要請した。					
評 価	B					
A 評価に 向けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	女性委員を公募により登用するなどの取組みを各課に促し、各審議会等における女性や実践活動者の一層の参画を図る。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)			→	男女共同参画センター

② 人材リストの整備

ア 人材リストの整備

○ 各分野において男女共同参画について専門知識を持つ人材を募集し、各種審議会等に人材情報として提供する。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	新たにウィメンズ修了生4人と人材養成講座修了生5人を男女共同参画人材リストに登録し、平成30年3月末現在71人が登録している。平成29年度は、各課からの照会に応じ各審議会等に人材を推薦し、1つの審議会等に計1人が参画した。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	引き続き、ウィメンズ修了者と人材養成講座修了者に対し人材リストへの登録を促し、関係各課との連携を図りながら、登録者の活躍の場の提供に努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32	所 管 課 男女共同参画センター

③ 職制への女性の積極的登用

ア 職制への女性の積極的登用

○ 女性の職制への登用を積極的に進めるとともに、その拡大を図る。

イベント名	—					
対 象	女性職員					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	—					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	・ H30. 4. 1人事異動による女性職員の昇任者数 次長職3人、課長職4人、 課長補佐職1人、係長職14人 ・ 男性職員の後任に女性職員を配置した職制の ポスト ⇒ 16か所 ・ 職制に占める女性職員数 H29：61人/531人（11.5％） H30：70人/545人（12.8％）					
評 価	B					
A 評価 に向けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	福島市特定事業主行動計画「福島市職員総活躍アクションプラン」に基づき、以下の事項に取り組む。 ・ 性別にとらわれず、職員の能力・経験・適性・意欲に主眼を置いた人事を推進する。 ・ 女性職員の人材育成研修を充実する。 ・ 職員に多様な職務経験を積ませることを念頭に置いたジョブローテーションを構築する。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				人事課

④ 性別にとらわれない採用・配置・昇進の推進

ア 職域の拡大

○ 募集、採用の均等な機会を確保するとともに、職域の拡大を図る。

イベント名	上級職		資格職		初級職	その他
対 象	行政/土木/化学		保健師/栄養士/保育士/幼稚園教員		初級行政	薬剤師/農芸化学/理学療法士
参 加 人 員	女性 51人/1人/2人		女性 16人/9人/23人/8人		女性 18人	女性 4人/2人/3人
実 施 時 期	H29. 6. 25、H29. 9. 24		H29. 9. 24、H30. 1. 27			
実 施 場 所	福島第四中学校					
実 施 結果・効果	・ H29実施採用試験に基づく新規採用職員に占める女性の割合⇒52人/112人（46.4%） ・ 多様な部署への女性職員配置 長寿福祉課、こども政策課 ⇒ 女性3人増 市民税課、資産税課 ⇒ 女性2人増 情報政策課、観光コンベンション推進室、環境課、障がい福祉課、河川課、学校教育課、保健体育課、南部学校給食センター ⇒ 女性1人増					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	・ 女性職員配置職場の拡大及び配置人数を増加する。 ・ 職員に多様な職務経験を積ませることを念頭に置いたジョブローテーションを構築する。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				人事課

イ 研修の機会拡大と充実

○ 男女共同参画社会の構築に資する研修の充実を図る。

イベント名	①女性キャリアアップ応援研修					②女性キャリアアップ推進セミナー
対 象	主査職1年目の女性職員					40歳以上課長職以下の女性職員
参 加 人 員	16人					86人
実 施 時 期	8月24日（木）					2月2日（金）
実 施 場 所	市役所研修室					市民会館第2ホール
実 施 結果・効果	①講義や先輩職員からのメッセージを通して、女性職員の多様なキャリア観について認識するとともに、ワーク・ライフ・シナジーを実現するための考え方を学ぶ研修を実施した。 「効果的な研修である」と評価した受講者の割合：100% ②部下、後輩職員のロールモデルとなる人材の育成が急務であることから、リーダークラスの女性社員を対象に、キャリアアップ意識の醸成を図るため本セミナーを実施した。 「効果的な研修である」と評価した受講者の割合：91.9%					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	女性キャリアアップ応援研修を、主査職1年目の職員と係長職・課長補佐職1年目の女性職員を対象としてそれぞれ実施する。 また、男女共同参画推進アドバイザーを対象として、職員総活躍推進セミナーを実施する。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				人事課

⑤ 市政を身近なものとするための広報活動の推進

ア 市政情報提供の充実と強化

- 市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、スマートフォン、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努める。(再掲14頁)

イベント名	—						
対 象	市民等						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	—						
実 施 結果・効果	ツイッター・フェイスブック等の発信を継続するとともに、広報情報モニターや市民カメラマンによる意見と情報の収集を行った。動画コンテストを主催し応募作品をYoutubeに掲載することで、市民参加型の広報を行った。大学生に福島市の魅力をTwitterを使って投稿してもらい、若い世代からの情報発信強化をはかった。						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	意見を市広報媒体へ反映し、適時・適確な効果的な広報につなげていく。						
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課	
	(B)	(B)				広報課	

⑥ 市政に関する意識の聴取

ア 自治振興協議会の開催

- 市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取して施策に反映させる目的で開催する。
自治振興協議会への女性の参画を促進する(再掲44頁)

イ ベ ン ト 名	—					
対 象	各地区の自治振興協議会の委員					
参 加 人 員	1,011人					
実 施 時 期	6～8月					
実 施 場 所	各支所等					
実 施 結果・効果	市内28地区の自治振興協議会を18会場で開催した。地域住民と協議会を通じ、意見交換を実施することで、行政と住民との情報共有が図られた。また、女性委員の出席は全体の約17%（前年度約16%）であり、僅かではあるが前年度を上回る結果となり、地域の課題解決のために女性の声を反映する機会を設けることができた。 また、傍聴人 62名のうち43名が女性の参加者であることから、自治振興協議会の役割を認識していただく良い機会となり今後さらなる女性委員の拡大に期待が持てる結果となった。 なお、各地区自治振興協議会実施要項内に委員構成の見直し（女性層の拡大）を明記することで、さらなる女性委員確保への周知を図った。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	地域住民の声を施策にさらに反映できる仕組みづくりを検討するとともに若年層及び女性委員を拡大する。					
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28 （B）	29 （B）	30	31	32 →	所 管 課 市民協働課

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
 施策の方向性2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
 基本的施策(2) 女性の人材育成施策の充実

① 人材養成と意識改革のための研修機会の提供

ア 講座等の充実

○ 市政に参画する女性を養成するため講座等を充実する。

イベント名	男女共同参画人材養成講座（全8回）					
対 象	市民					
参 加 人 員	230人（延べ）					
実 施 時 期	8月～12月					
実 施 場 所	男女共同参画センター・保健福祉センター					
実 施 結果・効果	本市の企業や地域で活動する団体等において、多様な主体との連携・協働を進め、実行力あるリーダー的役割を担う人材を養成することを目的に開催し、受講者35人中27人（77.1％）が修了、内女性18人であった。講座全体では、9割以上の受講者が「満足」以上と回答しており、充実した連続講座とすることができた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	修了者5人を新たに人材リストに登録し、市政への参画を促した。本年度も引き続き同講座を開催し、各回の受講率増を図りながら、8割以上の受講者に修了いただけるよう一層魅力的な講座を企画する。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 （A）	29 （A）	30	31	32 →	所 管 課 男女共同参画センター

○ 女性が話し合いの技術を学びながら政策提言書作成のスキルを身につけるための講座を開催する。

イベント名	ウィメンズ・イノベーション・カレッジ・インふくしま（全4回）					
対 象	市民					
参 加 人 員	109人（延べ）					
実 施 時 期	7月～10月					
実 施 場 所	男女共同参画センター、ラコパふくしま					
実 施 結果・効果	女性が活躍できるまちを目指して、企業等で活躍する女性や管理職を対象として開催した。異なる業種の方々で交流し、女性が活躍できる働きやすい職場づくりに必要と思われる仕組や制度について提案した。受講者26人中25人（96.1％）が修了、内4人が人材リストへ登録した。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	本年度は、企業等で活躍する女性を対象に、業種を越えて交流、情報交換を行い、女性がより一層働きやすい環境づくりやキャリアアップの方法を検討するとともに、企業等で活用できるスキルを身に付けていただき、地域に還元する方法を検討する。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				男女共同参画センター

② 市政に関する意識の聴取

ア 行政懇談会の開催

○ 男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画推進団体代表者等との懇談会を開催する。

イベント名	—					
対 象	ふくしま市女性団体連絡協議会					
参 加 人 員	34人					
実 施 時 期	10月4日（木）					
実 施 場 所	市民会館401号室					
実 施 結果・効果	講師：市議会議長 半沢正典 内容：「輝く県都福島をめざして」 新しく市議会議長に就任された半沢正典議長から、平成29年度予算から福島市の現状と取り組みについて、また、議会の仕組、議会改革について伺い、その後参加者との活発な意見交換が交わされるなど、市政に関心を寄せる女性団体と、積極的な交流を図った。					
評 価	A					
A評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	本年度も引き続き、市の職員を講師として派遣するなどし、継続して実施する。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32 →	所 管 課 男女共同参画センター

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
 施策の方向性2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
 基本的施策(3) 農業の分野における女性の参画の促進

① 農業の分野における女性への支援と環境整備

ア 農業、農村における女性団体活動の支援

○ 各種研修会等の開催に対する支援協力を行う。

イベント名	—					
対 象	女性農業者					
参 加 人 員	123人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内各地					
実 施 結果・効果	JAふくしま未来女性部、福島地区生活研究グループ連絡協議会、達南生活研究グループ連絡協議会、ふくしま女性起業研究会の4団体に、講話・調理実習・視察研修など9回の研修等に対し、講師謝金補助などの支援を行った。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	市内農業者全体の学習支援をするため、対象範囲や広報体制を検討し、より多くの方に活用してもらう。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				農業振興室

イ 農業、農村における女性農業者起業活動の支援

○ 女性農業者が行う起業活動等への支援協力を行う。

イベント名	ふくしま市6次化学習塾、食と農の交流会					
対 象	農業者（女性起業者含む）					
参 加 人 員	学習塾：7人、交流会：36人					
実 施 時 期	平成30年2月～3月					
実 施 場 所	地域交流会：市内各地、応用コース：桜の聖母短期大学					
実 施 結果・効果	6次化に取り組む人材育成を図るため、6次化に関する疑問を解決するために、他の業種との交流と商品開発や改良に向けたノウハウを学ぶ機会の創出を行った。 学習塾 3回実施 7人参加 地域交流会 2回実施 36人参加					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	6次化に取り組む人材育成を図るため、開催内容や広報体制を検討し、より多くの方に参加してもらう。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				農業振興室

ウ 家族経営協定締結の推進

- 家族の就業条件等について協定を結ぶことで、女性農業者の役割を明確にし、全員で意欲と能力を存分に発揮し、より良い農業経営を営める環境を整備する。

イベント名	—					
対 象	認定農業者ほか					
参 加 人 員	4件					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	新規就農や認定農業者に向けて、女性農業者の役割を明確にし、より良い農業経営を目指す環境整備を行えた。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	営農者へ家族経営協定の利点等を周知し、女性の新規就農や認定農業者を増やせるよう努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				農業振興室

エ 農業委員への女性の参画

- 女性の視点を生かした農業経営の発展や6次産業化の促進を図るため、女性が農業委員として参画できる環境を整える。

イベント名	—					
対 象	女性農業者					
参 加 人 員	4人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	改正農業委員会法に基づき、平成29年7月の改選時に女性農業者のうちから4名を農業委員として任命した。 ＜平成30年3月31日現在＞4/60人（推進委員含む） ＜平成29年3月31日現在＞4/42人 ＜平成28年3月31日現在＞4/42人 ※改正農業委員会法【H28.4.1施行】第八条第七項：市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。					
評 価	C					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	現農業委員の任期が平成32年7月までであるため、次期改選の際に更に農業委員や、農地利用最適化推進委員の女性の割合を増やし、自らの経験に基づく女性農業者者ならではの視点を反映できるよう取り組んでいく。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(C)	(C)				農業委員会

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
 施策の方向性３ 復興・防災における男女共同参画の促進
 基本的施策（１） 復興・防災体制及び現場における女性の参画の促進

① 防災の分野における女性の参画の促進

ア 福島市防災会議への女性の参画

○ 防災会議委員を構成する機関や団体等に対して、女性の参画を促すよう努める。

イベント名	—					
対 象	—					
参 加 人 員	3人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	女性委員3名を防災会議委員として委嘱した。 ＜平成30年3月31日現在＞ 3/53人 (参画割合5.7%)					
評 価	C					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	平成30年8月の防災会議に向け、更なる女性委員の 拡大を図る。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (C)	29 (C)	30	31	32 →	所 管 課 危機管理室

② 避難所備蓄品の整備

ア プライバシーに配慮した避難所備蓄品の整備

○ プライバシーに配慮したパーテーション等避難所備蓄品の整備を図る。

イベント名	—				
対 象	—				
参 加 人 員	—				
実 施 時 期	通年				
実 施 場 所	—				
実 施 結果・効果	避難所備蓄品全体の整備状況により、必要な備蓄品を購入し補填しているため、平成29年度においては、簡易型避難用テント及び目隠しカバーの購入実績はなかったが、緊急時に備え、点検・整理等に努めた。				
評 価	C				
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	簡易型避難用テント（ひなんルーム）2人用、簡易型避難用テント目隠しカバーを各避難所に配置できるよう適宜購入していく。				
年 次 計 画 (評 価)	28 ● (B)	29 (C)	30	31	32 →



ひなんルーム設置イメージ

所 管 課
危機管理室

③ 防災士の養成

ア 防災士の養成

- 女性の視点等に立った防災対策のための地域防災リーダーの養成を図る。

イベント名	—					
対 象	自主防災組織等					
参 加 人 員	2人					
実 施 時 期	平成29年11月25日（土）					
実 施 場 所	市民会館					
実 施 結果・効果	自主防災組織等において防災士資格を取得している女性2人を含む防災士が、防災フォローアップ研修を受講しスキルアップを図った。					
評 価	B					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	防災士の資格取得後、地域で防災活動の中心的な役割が担えるよう、防災に関する知識の向上や防災士間で相互の連携を図ることを目的に、専門家の講演等を開催するなどフォローアップ研修を実施する。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(B)				危機管理室

④ 消防団員への女性の参画促進

ア 消防団への入団促進

- 積極的に女性が消防団に入団できる環境を整える。

イベント名	女性消防団員活動 P R					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	平成29年度は、本市女性消防団員2人が「女性消防団員活性化広島大会」へ参加し、その経過及び結果について報告を受けたが、市民への周知が不足していた。					
評 価	B					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	平成30年度は、女性消防団員の大会参加について経過及び結果を市HPで発信し、女性消防団員の活動状況を P R していくとともに、女性が活躍できる魅力ある組織の検討を行う。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(B)				消防総務課

⑤ 消防団員の広報及び啓発活動

ア 広報及び啓発活動

○ 地元コミュニティと深いつながりがある女性消防団が広報、啓発活動のできる環境を整える。

イ ベ ン ト 名	女性消防団員向け研修会の開催					
対 象	女性消防団員					
参 加 人 員	2人					
実 施 時 期	平成29年11月25日					
実 施 場 所	新潟市					
実 施 結果・効果	平成29年11月25日に新潟市で開催された新潟県女性消防団員活性化大会へ2人が参加し、総務省消防庁の消防団員確保アドバイザー（安佐南消防団女性消防隊長）の講義を聴講した。					
評 価	B					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	女性団員対象の研修会開催について内容を検討していくとともに、女性団員が参加できる研修会があれば積極的な参加を促す。					
年 次 計 画 (評 価)	28 ● (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 消防総務課

基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり
 施策の方向性 1 男女間のあらゆる暴力等の根絶
 基本的施策（１） DVやセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発

① DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントについての調査及び結果の公表

ア 調査の実施及び結果の公表

男性重点

○ DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの実態調査をし、結果を公表する。

イベント名	福島市男女共同参画に関する意識調査					
対象	市民2,600人					
参加人員	986人					
実施時期	平成26年7月（5年に一回実施）					
実施場所	市内					
実施結果・効果	「男女共同参画に関する意識調査報告書」を男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」内の掲示コーナー、及び関係各機関の窓口等に配布した他、市ホームページ上にも掲載し公表に努めた。					
評価	B					
A評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	平成31年度のアンケート実施に向けて、設問数、質問の仕方、質問内容等について検討を行う。					
年次計画（評価）	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所管課 男女共同参画センター

② DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントの防止対策

ア 情報提供

男性重点

○ DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントは人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止のための情報を提供する。

イベント名	—					
対象	市民					
参加人員	—					
実施時期	通年					
実施場所	—					
実施結果・効果	各種パンフレット・リーフレット等を男女共同参画センター「ウィズ・もとまち」内の掲示コーナーに配置した他、市政だより等に相談窓口を掲載するなど、情報提供に努めた。					
評価	B					
A評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	情報を整理し、市政だよりやホームページの有効活用を図るなど、相談窓口や救済機関等の連絡先が、市民の目にすぐに留まるよう一層の周知に努める。					
年次計画（評価）	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所管課 男女共同参画センター



③ 関係機関等との連携強化

ア 児童虐待防止推進事業

○ 講演会等の実施、パンフレット配布など、虐待防止に向けた広報活動のほか、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図る。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	—					
実 施 結果・効果	虐待防止講演会では要対協の関係機関をはじめ、教育、保育、民生児童委員、医療関係機関等から104人が参加した。支援者研修会では、108人が参加した。子育てコミュニケーション（暴力を用いない躾の方法）事業では、10人が参加した。正しい知識と適切な対応について普及、啓発を図った。また、出生届時に虐待防止パンフレットを配布し産まれたときから虐待防止の啓発を図っている。小中学校に相談窓口カードを配付し児童虐待の早期発見、早期対応につとめている。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	子育てコミュニケーション（暴力を用いない躾の方法）事業をはじめ虐待防止に関しての広報について関係機関との連携の強化を図る。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				こども政策課

イ 高齢者虐待防止事業

○ 高齢者虐待防止を推進するため、地域包括支援センターをはじめ住民組織、警察などの関係機関との連携を強化する。

イ ベ ン ト 名	—						
対 象	—						
参 加 人 員	—						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	—						
実 施 結果・効果	地域包括支援センター職員等との虐待対応検討委員会において高齢者虐待対応マニュアルを作成し、虐待への適切な対応を行えるように努めた。また、介護支援専門員を対象とした研修会を開催し、虐待の防止や早期発見を図るとともに、関係機関との虐待防止連絡会議を開催し、連携の強化を図った。						
評 価	B						
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	複雑化する高齢者虐待の事案へ対応するため、関係機関との更なる連携強化を図る。						
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課	
	(B)	(B)				長寿福祉課	

ウ 障がい者虐待防止推進事業

- 障害者虐待防止センター事業の積極的な推進を図るとともに、虐待防止に向けた広報活動のほか、地域住民及び地域団体、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図る。

イベント名	—					
対 象	市民、障がい児・者及びその養護者					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	障害者虐待防止センターほか					
実 施 結 果・効 果	虐待防止啓発パンフレット、虐待防止啓発ポスターを作成し障害福祉サービス提供事業所等への配布や、障がい者団体への説明会において虐待防止の案内をしたことにより、虐待通報、相談に結びついた。また、障害者虐待防止センターを中心に関係機関との連携を図った。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	平成28年4月に施行となった障害者差別解消法も含め市民への更なる周知の徹底を図り、また、被虐待者への長期的な見守り、支援を行う。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課 障がい福祉課

基本目標Ⅲ	男女の人権を尊重する社会づくり
施策の方向性 1	男女間のあらゆる暴力等の根絶
基本的施策 (2)	相談・支援体制の充実

① 関係機関等との連携強化

ア 関係機関との連携強化

- 関係機関と連携し、被害女性への支援や被害防止対策を実施する。

イベント名	法務局及び「福島・相馬地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との連携				
対 象	—				
参 加 人 員	—				
実 施 時 期	通年				
実 施 場 所	—				
実 施 結果・効果	法務局と連携し、19人（内平成29年度は5人）の市民を人権擁護委員へ推薦した。委嘱を受けた委員が各地区において人権思想の普及・高揚に努めた他、法務局において電話相談などの業務にあたった。また、「福島・相馬地域人権啓発活動ネットワーク協議会」へ参画し、被害女性への支援や被害防止対策について意見交換するとともに、各種相談窓口等の情報提供を行った。				
評 価	B				
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	今後も引き続き、関係機関と連携を図り、協議会において作成した各種相談窓口が記載されたリーフレットやカードを市の関係施設（各支所や学習センター）に配置するなど、一層の対策に努める。				
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32
					所 管 課 男女共同参画センター



② 相談体制の充実

ア 人権相談及び広報活動

- 市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため、相談所を開設する。

イベント名	人権の花運動					人権擁護委員の日等相談事業
対 象	小学生					市民
参 加 人 員	330人					9件
実 施 時 期	6月20日（火）					6月・7月・12月
実 施 場 所	大笹生小学校 他11校					男女共同参画センター、アオウゼ、イオン
実 施 結果・効果	福島人権擁護委員協議会と連携し、平成29年度は大笹生小学校（他11校）において「人権の花運動」を開催、人権擁護委員が配布した花の苗を子どもたちが協力し合って育てることを通して、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重思想を育むことに寄与した。また、3ヶ所で特設人権相談所を開設し、適切に対応した。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	本年度は、福島第一小学校ほか11校において人権の花運動を開催するなど、引き続き人権思想の普及に努め、併せて市政だより等を活用し特設人権相談窓口の周知、広報を図る。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	
	(A)	(A)				所 管 課
						男女共同参画センター



イ 家庭児童相談室事業

- 家庭児童相談室において受け付けた相談を、市女性相談員や県相談支援センター、県保健福祉事務所の女性相談員、母子自立支援員と連絡を密にし、問題解決にあたっていく。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	425世帯					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	家庭児童相談室					
実 施 結果・効果	相談内容により、女性相談に繋ぎ適切な支援がはかられた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	引き続き関係機関との連携を進める。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32	所 管 課 こども政策課

ウ 女性相談事業

- 女性相談員を設置し配偶者からの暴力、夫婦関係などの相談に応じ、福祉の増進に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう必要な指導を行うとともに健全な生活を支援する。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	245件					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	こども政策課					
実 施 結果・効果	離婚やDVの相談者に関係機関を紹介し、夫からの暴力を受けたものに対し、女性のための相談支援センターや警察などと連携し、離婚や自立を支援することができた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	女性相談員の知識の向上を図るため、各種研修会に参加するとともに、引き続き関係機関との連携を進める。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				男女共同参画センター・こども政策課

エ 高齢者窓口相談支援事業

○ 高齢者や家族等の相談に応じるため、地域包括支援センター等の相談機能を充実する。(再掲55頁)

イベント名	—					
対 象	高齢者等					
参 加 人 員	7,865人					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実 施 結果・効果	市内19箇所の地域包括センターで介護や福祉、生活、地域の支え合い活動などの相談を実施し相談内容に対し、適切に対応できた。 ・相談件数 延べ39,545件					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	高齢者の増加に伴い、相談内容も困難化している。担当圏域見直しや業務量に応じたセンターの体制強化を図り、保健・医療・福祉等の連携をより充実させた総合的な相談業務を展開する。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(B)	(B)				長寿福祉課

オ 障がい児・者相談支援事業

○ 障がい児・者及びその家族への相談支援を充実させるため、基幹相談支援センター事業を推進するとともに、地域の身近な指定特定相談事業所を増やしていく。また、相談支援専門員の育成、確保に努める。

イベント名	—					
対 象	市民、障がい児・者及びその養護者					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	基幹相談支援センター・指定特定相談事業所・障がい福祉課					
実 施 結果・効果	・基幹相談支援センターは、現在2市3町で委託の形態をとっており、2市3町職員と受託者で、月1回連絡会議を開催、情報共有し調整を図っている。また、相談支援事業所に対する専門的な指導、助言連絡調整等を行い、相談支援事業所の質の向上に努めている。 ・指定特定相談支援事業所を19か所から21か所に拡大し、利用者への相談支援事業所による計画相談を導入している。 <平成28年度19か所／平成29年度21か所>					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	今後は、地域包括支援センターや病院ワーカー等の関係機関との連携をさらに充実させる。また、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員を対象に相談業務の資質向上のため研修会を開催する。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				障がい福祉課

③ DV被害者の保護及び自立支援

ア DV被害者の市営住宅への入居緩和

○ DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を行う。

イベント名	—					
対 象	住宅に困窮する、所得月額15万8千円以下の者					
参 加 人 員	—					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実 施 結果・効果	市営住宅への入居緩和に取り組んでいる。					
評 価	A					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	引き続き関係部局との連携を図り、DV被害者の支援のため適切な対応に努める。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				建築住宅課

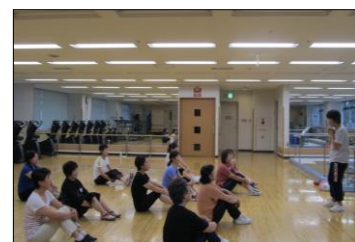
基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり
 施策の方向性２ 男女の生涯にわたる健康支援
 基本的施策（１） 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援

① 性と生殖に関する健康・権利についての学習機会の提供

ア 生と性に関する健康教育、相談の実施

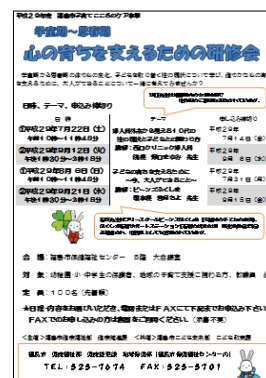
○ ライフサイクルにあわせた女性の健康教育の実施。

イベント名	—					
対 象	市民					
参 加 人 員	延べ1,820人（50回）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	保健福祉センター・学習センター・集会所 ほか					
実 施 結果・効果	女性団体や健康づくりサークル等からの依頼による健康講座や相談を実施した。 「ふくしま健康づくりプラン」に基づき、健康の三要素である運動・栄養・休養について知識を普及し、また実技を取り入れながら家庭でも実践できるような内容とした。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	より多くの市民に学習してもらう必要がある。新たな団体や年代に健康講座を積極的にPRするとともに、地区組織と連携してライフスタイルに合わせた効果的な健康教育や相談を実施する。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所管課 保健所健康推進課



○ 思春期における生と性に関する健康教育の実施。

イベント名	心の育ちを支えるための研修会					
対 象	幼児・小中学生の保護者・地域の子育て支援者・小中学生の教職員					
参 加 人 員	延べ78人（4回）					
実 施 時 期	7～9月					
実 施 場 所	保健福祉センター					
実 施 結果・効果	立場の違う講師により性と生をテーマにし、開催日を平日と週末と設定した。アンケートには”子供と話し合ってみよう”との記載が多くあった。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	健やかな親子関係を育むためには、親自身に自己肯定感、自尊感情が育っていることが重要である。心を育むためのスキルをコミュニティの大人が共有し、子供たちをサポートできる社会づくりを作るため今後も継続し取り組む。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所管課 保健所健康推進課



② 健康観の確立と自主的な健康づくりの推進

ア 健康づくり各種教育・相談事業(子育て世帯対象事業)

○ ふくしま健康づくりプランに基づき、子育て世帯を対象に子どもの生活習慣確立のための健康教育・相談を実施する。

イベント名	学校・幼稚園連携による健康づくり推進事業（親と子の健康づくり講座・防煙教室）				
対 象	小学校・中学校・幼稚園等の児童生徒、教職員及び保護者				
参 加 人 員	34回 1,932人				
実 施 時 期	通年				
実 施 場 所	市内小・中学校、幼稚園等				
実 施 結果・効果	市内小中学校、幼稚園等からの依頼により実施した。『親と子の健康づくり講座』では「ふくしま健康づくりプラン2013」に基づき、福島市民の生活（生活リズム・食事・運動など）と健康課題、元気ハツラツふくしまっ子の健康の秘訣、保護者世代の健康づくりなどの健康情報の提供、『防煙教室』では、たばこの心身への影響、受動喫煙の健康リスク、たばこを勧められたときの断り方の学習を行った。				
評 価	B				
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	子どもの頃からの健康的な生活習慣を確立し、健やかな成長を育むことができるよう、小中学校、幼稚園等と連携を積極的に図り、事業参加施設の拡大に努める。				
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32
					所管課 保健所健康推進課



○ ふくしま健康づくりプランに基づき、子育て世帯を対象に子どもの生活習慣確立のための健康教育・相談を実施する。

イ ベ ン ト 名	すこやか親子セミナー	離乳食教室	プレママパパセミナー	その他の健康教育		
対 象	乳幼児の保護者・家族等	離乳食中期の児とその保護者	妊婦とその家族等	乳幼児とその保護者等		
参 加 人 員	64人	504人	172人	1,832人		
実 施 時 期	11月・12月（年3回）	毎月 1 回	5月～3月（年7回）	通年		
実 施 場 所	保健福祉センター・市民会館	保健福祉センター	保健福祉センター	学習センター・保育所等		
実 施 結果・効果	子育て世代を対象とした各種健康講座や離乳食教室で生活習慣病予防を中心に健康教育、情報提供を実施。学習センター、保育所、幼稚園、子育て支援センター、学校等と連携しながら実施した。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	学習センター、保育所、幼稚園、子育て支援センター、学校等との連携を推進し、各ライフステージにあわせた健康づくりをすすめる。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所 管 課
						こども政策課

イ 健康づくり各種教育・相談事業(生活習慣予防に関する事業)

○ ふくしまし健康づくりプランに基づき、健康情報の提供、生活習慣改善に関する健康教育、相談を実施する。

イ ベ ン ト 名	健康教育		健康相談（集団）		健康相談（個別）	
対 象	市民		市民		市民	
参 加 人 員	8,341人		204人		2,482人	
実 施 時 期	通年		通年		通年	
実 施 場 所	保健福祉センター・学習センター・事業所 ほか					
実 施 結果・効果	健康教育については、各種健康講座等で8,341人に対し生活習慣病予防を中心とした健康情報の提供を行った。健康相談については、集団及び個別において2,686人に対し生活習慣改善等、相談内容に合わせ実施した。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	より多くの市民に対し、健康づくりを実践できるよう健康情報の提供を行っていく必要がある。事業所、町内会、学校他、各種団体と連携を図り、健康的な職場づくり、地域づくりへ向けて働きかけていく。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所管課
	(B)	(B)				保健所健康推進課

ウ 健康づくり各種教育・相談事業(こころのケアに関する事業)

○ ふくしま健康づくりプランに基づき、休養、心の健康に関する情報提供を行う。

イベント名	こころの健康講座					
対 象	市民					
参 加 人 員	114人（4回）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	学習センター・事業所 ほか					
実 施 結果・効果	地区組織や企業からの依頼により、こころの健康講座を実施し、ストレスとの上手な付き合い方や職場でのメンタルヘルス対策についての正しい知識の普及啓発を図った。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組（本年度計画）	地区組織や企業等と連携し、こころの健康講座を開催していく。 また、心の悩みなどが相談できる専門相談機関の周知に努め、相談しやすい環境づくりを推進していく必要がある。					
年 次 計 画（ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所管課 保健所健康推進課
	(B)	(B)				

○ 放射線の影響に対する不安やストレスが大きい子育て世帯へのこころのケアを実施する。

イベント名	子育てこころのケア事業					
対 象	市民					
参 加 人 員	延べ 188人 / 291組					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	保健福祉センター・学習センター ほか					
実 施 結果・効果	臨床心理士等による個別相談、座談会、講演会等を開催。 保護者の子育ての悩みや不安軽減を図り、参加者同士が話せる時間を設け、育児に前向きに取り組むきっかけづくりとし、個々の不安に応じたきめ細かな対応を心掛けた。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	保護者が不安やストレスを軽減できるよう、親向けの個別相談や小集団での講座を継続。親子を取り巻く環境づくりのため関係者向けの講演会を継続実施する。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32	所管課 保健所健康推進課

エ 健康づくり自主グループ育成・支援事業

○ 健康づくり自主グループを育成・支援する。

イ ベ ン ト 名	健康づくりサークル支援事業					
対 象	市民					
参 加 人 員	15サークル（会員数300人）					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	保健福祉センター・学習センター・集会所　ほか					
実　　施 結果・効果	自主的に運動等を行っている健康づくりサークルに対し、健康情報の提供・活動に関する相談等を行い支援した。また、全体研修を開催し会員の健康づくりの支援を行った。					
評　　価	B					
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 (本年度計画)	会員の高齢化が、各サークルの抱えている課題である。広く市民にサークル活動を周知し、新たな会員加入で活性化を図っていくことが必要であるため、サークル一覧を作成し、学習センター等に配置、広報に努めていく。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所管課
	(B)	(B)				保健所健康推進課

オ 健康づくりボランティア育成・支援事業

○ 健康づくりボランティアを育成・支援する。

イベント名	ニューヘルスメイト養成講座					食生活改善推進員研修会
対 象	市民					食生活改善推進員協議会会員
参 加 人 員	17人					延べ 155人 (6回)
実 施 時 期	9～10月					6月30日、7月3、4日、9月5日
実 施 場 所	保健福祉センター					保健福祉センター
実 施 結果・効果	ニューヘルスメイト養成講座では、17人が受講した。養成講座を修了された方はこれから健康づくりのボランティアとして福島市食生活改善推進協議会に入会し活動予定。また、活動支援として食生活改善推進員協議会の会員に研修会を実施した。					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	今後も市民の健康づくりをヘルスボランティア協働で推進していくための体制づくりをしていく。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32	所管課 保健所健康推進課

③ ライフサイクルに応じた健康管理のための相談、指導、医療の充実

ア 母子保健事業

○ 妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、すこやかな妊娠・出産・育児を支援する。

イベント名	こんにちは赤ちゃん事業						
対 象	乳児・産婦						
参 加 人 員	2,041人（実人数）						
実 施 時 期	通年						
実 施 場 所	対象宅						
実 施 結果・効果	おおむね生後2か月から4か月までの乳児がいる家庭をこんにちは赤ちゃん応援隊が訪問し、保護者の話を聴き、育児に関する情報提供を行った。子育ての不安や負担が大きい場合などは、併せて保健師・助産師の訪問を実施した。育児の孤立化を防ぎ、暮らしている地域で安心して育児ができるよう、早期から継続的な支援につなげることができた。						
評 価	A						
A 評価に向けた課題と今後の取組 （本年度計画）	こんにちは赤ちゃん応援隊と連携し、地域の中で安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを継続する。						
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28 (A)	29 (A)	30	31	32		所管課 保健所健康推進課

○ 妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、すこやかな妊娠・出産・育児を支援する。

イベント名	新生児・妊産婦訪問	未熟児訪問	妊婦健康診査	産後1ヶ月健診	乳幼児健康診査	
対 象	新生児・妊産婦	未熟児	妊 婦	産婦	4か月児	
					10か月児	
					1歳6か月児	
					3歳6か月児	
参 加 人 員	—	—	25,149人	1,982人	2,008人	
					1,904人	
					2,078人	
					2,094人	
実 施 時 期	—	—	通年	通年	通年	
実 施 場 所	—	—	医療機関	医療機関	保健福祉センター・医療機関	
実 施 結 果・効 果	妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の受診率は高率で推移している。 乳幼児健康診査では、未受診者へ個別に受診勧奨し高い受診率の維持を図っている。					
評 価	A					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	健康診査の受診率を維持し、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境づくりを継続するとともに、「子育て相談センター・えがお」を窓口に、医療機関や地域の子育て支援センター等関係機関と連携し、子どもの健やかな育ちを支援していく。					
年 次 計 画 (評 価)	28	29	30	31	32	所 管 課
	(A)	(A)				こども政策課

イ 成人保健事業

○ 各種健康診査及び事後指導を実施する。

イベント名	各種がん検診			成人歯 科検診	骨粗鬆 症検診	肝炎ウイ ルス検診	結核検診	各種検診 事後フォ ロー（訪 問・電 話）
	胃がん	前立腺がん	子宮頸がん					
	大腸がん		乳がん					
	肺がん							
対 象	年度内40 歳以上の 市民	年度内55 歳以上74 歳以下の 男性と前 年度未受 診者	子宮頸が ん：年度内 20歳以 上、乳が ん：40歳以 上でそれ ぞれ偶数 年齢及び 前年度未 受診の女 性方	年度内20 歳以上70 歳以下の 市民	年度内20～ 70歳の5歳 節目の方	年度内40 歳以上の 方で今ま でに肝炎 ウイルス 検査を受 診してい ない方	—	成人要指 導の方 ＊（再 掲） 特定健診 事後要指 導の方
参 加 人 員	30, 202人	3, 334人	9, 115人	551人	2, 743人	2, 397人	—	528人 ＊（再 掲）197人
	31, 530人		8, 762人					
	35, 610人							
実 施 時 期	6～10月	6～10月	6～12月	6～10月	6～10月	6～10月	—	通年
実 施 場 所	医療機関・保健福祉センター 他							
実 施 結果・効果	市民健診では受診者数増加のため無料クーポン券送付や受診勧奨ハガキの送付、ポスターの掲示等を行った。また、精度を高めるため医師会との連携強化を図った。各検診の精検者やハイリスク者への個別フォローを強化した。家庭訪問等による特定保健指導、要医療者受診勧奨を実施した。							
評 価	B							
A 評価に向 けた課題と 今後の取組 （本年度計画）	市民検診ではがん検診受診率向上のため職域で受診機会のない方への周知、無料クーポン、受診勧奨ハガキの送付を行う。また、精検受診率の向上に向けてのフォローを行う。19～39歳健診事後指導、特定保健指導、要医療者受診勧奨において訪問や電話による指導の充実を図る。							
年 次 計 画 （ 評 価 ）	28	29	30	31	32	所管課		
	(B)	(B)				保健所健康推進課		

ウ 放射線健康管理事業

○ 市民の放射線による健康影響の不安の軽減を図る。

イ ベ ント 名	放射線と市民の健康講座		外部被ばく検査		内部被ばく検査		検査結果に基づく個別相談	
対 象	市民		市民		市民		市民	
参 加 人 員	625人		5,527人		11,365人		12人	
実 施 時 期	4月～2月		9月～11月		4月～3月		5月・6月・9月・12月・2月	
実 施 場 所	保健福祉センター 他		市内		保健福祉センター 他		保健福祉センター	
実 施 結果・効果	「放射線と市民の健康講座」は、市内各地にて34回開催。参加者は10代～70代と幅広く、男性：女性は1:2であった。参加者アンケート結果では、講座に参加して、放射線に対する不安が軽減した割合が86.2%と、不安軽減に少なからず貢献した。							
評 価	A							
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	放射線による市民の健康不安の軽減及び健康増進のため、継続的な実施が必要。							
年 次 計 画 (評 価)	28 (A)	29 (A)	30	31	32	所 管 課 保健所放射線健康管理課		

エ 高齢者介護予防事業

○ 高齢者の自己健康管理能力を高め健康長寿を支援するため、介護予防事業を実施する。

イベント名	—					
対 象	高齢者					
参 加 人 員	延べ67,635人 (実人数 1,503人)					
実 施 時 期	通年					
実 施 場 所	市内					
実 施 結果・効果	一般の高齢者及び要支援・要介護状態になる可能性が高い方へ、状況に応じたきめ細やかな各種介護予防事業を実施した。参加者からは、「気持ち明るくなった」「友人・知人ができた」「体力がついた」などのご意見をいただいた。 (写真は、福島市版介護予防体操「いきいきももりん体操」に取り組んでいる高齢者の皆さん)					
評 価	B					
A 評価に向けた課題と今後の取組 (本年度計画)	地域包括支援センターや関係機関・事業者等との連携による介護予防事業の一層の充実を図る。 介護予防のための通いの場立上げを支援するため、希望団体に応援講座を実施する。					
年 次 計 画 (評 価)	28 (B)	29 (B)	30	31	32 →	所 管 課 長寿福祉課

施策の指標

NO	指標名	担当課	基準年度	実績 (H27)	実績 (H28)	実績 (H29)	目標年度
			基準値				目標値
1	家庭生活において男女平等と 感じる人の割合	男女共同 参画センター	26年度 35.70%	※	※	※	平成31年度 46.00%
2	職場において男女平等と 感じる人の割合	男女共同 参画センター	26年度 21.30%	※	※	※	平成31年度 32.00%
3	学校教育の場において男女平等と 感じる人の割合	男女共同 参画センター	26年度 48.70%	※	※	※	平成31年度 59.00%
4	社会全体において男女平等と 感じる人の割合	男女共同 参画センター	26年度 12.10%	※	※	※	平成31年度 23.00%
5	性別による固定的な役割分担に 反対 する人の割合 (「男は仕事、女は家庭」の考え方に反対する人、どちらかとい えは反対する人の割合)	男女共同 参画センター	26年度 42.50%	※	※	※	平成31年度 53.00%
6	「男女共同参画」という用語の認知度	男女共同 参画センター	26年度 56.30%	※	※	※	平成31年度 67.00%
7	女性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	商業労政課	26年度 93.20%	91.6%	89.3%	97.4%	32年度 98.00%
8	男性の育児休業取得率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	商業労政課	26年度 3.00%	0.0%	2.9%	3.2%	32年度 5.00%
9	女性の管理職登用率 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	商業労政課	26年度 18.00%	15.2%	16.5%	17.7%	32年度 23.00%
10	乳幼児期の保育施設 (保育所、認定こども園等)の整備・充実 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	こども育成課	26年度 3,735人	4,017人	4,397人	4,386人	32年度 5,687人
11	放課後児童クラブの利用者数 (女性活躍推進法 市町村推進計画 数値目標)	こども政策課	26年度 2,385人	2,401人	2,537人	2,622人	32年度 2,752人
12	審議会等における女性委員の参画割合	男女共同 参画センター	27年度 28.60%	28.6%	28.2%	29.1%	32年度 40.00%
13	女性委員が参画していない審議会等の数	男女共同 参画センター	27年度 5審議会	5審議会	4審議会	3審議会	32年度 0審議会
14	配偶者等からの暴力を受けたこと のある人の割合	男女共同 参画センター	26年度 19.90%	※	※	※	31年度 減少させる
15	職場などでセクハラを受けたこと がある人 の割合	男女共同 参画センター	26年度 33.40%	※	※	※	31年度 減少させる
16	乳がん検診受診率(40～69歳)	健康推進課	26年度 43.10%	44.8%	45.1%	45.7%	32年度 50%以上
17	子宮頸がん検診受診率(20～69歳)	健康推進課	26年度 39.50%	40.2%	37.2%	39.3%	32年度 50%以上

※ 5年毎に実施する「男女共同参画に関する意識調査」による項目のため値なし。

6 資料編

(1) 福島市男女共同参画推進条例	87
(2) 福島市男女共同審議会規則	91
(3) 福島市男女共同参画推進本部設置要綱	92
(4) 男女共同参画政策のあゆみ	94



(1) 福島市男女共同参画推進条例

福島市男女共同参画推進条例

平成14年12月27日 条例28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第12条）

第3章 福島市男女共同参画審議会（第13条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、男女の人権は尊重されなければならない。

そして、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下、また、女性に対するあらゆる差別撤廃に関する条約を基本とした国際的な連携の中、男女の実質的な平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

しかしながら、いまだに性別役割分業意識が根強く残り、その意識に基づく社会の制度や慣行において多くの課題が残されている。

福島市においても、人間尊重のまちづくりを基本理念に、男女平等の実現に向けて取り組んできたが、女性の就業率が全国平均より高く、出産育児により就業を中断する女性の割合は全国平均を下回っていることや、農業をはじめとした自営業に主体的にかかわる女性の割合が多いにもかかわらず、企業方針の決定や政策の決定において、その割合に比べて女性の参画が進んでいない。

このような状況に加え、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、国際化及び情報化の急速な進展により、家族形態の多様化、就労状況等が大きく変化する時代を迎える中、心豊かにいきいきと暮らせる美しい元気な福島を築くことを目指し、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが、ますます重要となっている。

ここに、すべての市民が、男女平等を基本とし

た男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、基本理念を明らかにし、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 事業者 市内において事業を行う営利法人、公益法人、農業、商工業等の個人事業主、特定非営利活動法人、自治会等をいう。
- （3） ジェンダー 生物学的又は生理学的な性差と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ、形成されてきた性差をいう。
- （4） ジェンダー・フリー 人々の行動又は生き方を、ジェンダーによって枠にはめることなく、男女が共に多様な生き方を許容する社会をつくろうという考え方をいう。
- （5） リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツ 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定

が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康及びその権利をいう。

- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の身近な異性から受ける肉体的、性的、精神的又は経済的な暴力をいう。

- (8) ポジティブ・アクション 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担を反映した、社会における制度又は慣行をなくし、ジェンダー・フリーの実現に努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び

社会生活における活動を円滑に行うことができるよう配慮されることを旨として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツが確立されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

- 6 男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条各項に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備を積極的に進めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他

の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害及び直接的であるか間接的であるかを問わず差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、過度の性的表現及び男女の役割を固定的にとらえた表現並びに男女間における暴力的行為を助長させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を取り入れることと併せて福島市男女共同参画審議会による調査、研究及び意見を十分反映させなければならない。
- 3 市長は、基本計画を広く市民に公表するとともに、毎年、実施計画書及び実施状況報告書についても公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第10条 市は、男女共同参画の推進のため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する広報活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるよう努める。
- (2) 幼児期からの学習及び義務教育の場においてジェンダー・フリーをはじめと

する男女共同参画の概念について理解が深められるよう努める。

- (3) 男女共同参画の推進に関して、人材を育成し、啓発をはじめとする各種事業において広くその人材を活用し、地域の指導者としての活動を支援するよう努める。
- (4) 農業をはじめとした家族経営による自営業に従事する男女に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供、その他の支援をするよう努める。
- (5) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、ポジティブ・アクションによりその状態を是正し、及び解消するよう努める。
- (6) 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努め、市長その他の執行機関の関係する団体の役員等についても、男女のいずれか一方の役員等の数は、役員等の総数の10分の4未満とならないように協力を求める。
- (7) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査及び研究並びに情報の収集及び分析をし、市民及び事業者に対し、情報の提供、その他の支援をするよう努める。

(苦情の処理等)

第11条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申出があ

ったときは、他の行政機関と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設)

第12条 市は、男女共同参画を推進するとともに、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的な拠点施設を設置するものとする。

第3章 福島市男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第13条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として福島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、委員12人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長が適当と認める者のうち一部を公募するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(2) 福島市男女共同参画審議会規則

福島市男女共同参画審議会規則

平成15年3月28日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市男女共同参画推進条例（平成14年条例第28号）第15条の規定に基づき、福島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の審議は、公開とする。ただし、個人の人権の侵害に関する事項に係る審議は、非公開とする。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第57号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

福島市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を総合的、効果的に推進するため、福島市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。
2 本部には本部長及び副本部長を置く。
3 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 男女共同参画の総合的企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画の総合的調査、啓発及び広報に関すること。

(幹事会)

第4条 本部会に幹事会を置く。
2 幹事会の幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。幹事長は総務部次長の職にある者をもって充て、副幹事長は総務部男女共同参画センター所長の職にある者をもって充てる。

(幹事会の所掌事項)

第5条 幹事会は、本部長の命により、調査又は研究にあたる。
2 幹事長は、前項の規定により、調査又は研究した事項について、本部長に報告しなければならない。

(招集)

第6条 本部会議は本部長が招集し、幹事会議は幹事長が招集する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成3年5月30日から施行する。
- 2 福島市婦人行政庁内連絡会設置要綱（平成元年5月25日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 15 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 16 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 17 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 18 この要綱は、平成21年12月28日から施行する。
- 19 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 20 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。
- 21 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 22 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 23 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

市長
副市長
教育長
水道事業管理者
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民安全部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
水道局長
消防長

別表 2

政 策 調 整 部	政策調整課長 広報課長
総 務 部	総務部次長 総務課長 人事課長 男女共同参画センター所長
財 務 部	管財課長
商 工 観 光 部	商業労政課長
農 政 部	農業振興室次長
市 民 安 全 部	生活課長 市民協働課長 危機管理室次長
環 境 部	環境課長
健 康 福 祉 部	地域福祉課長 生活福祉課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 保健所総務課長 保健所健康推進課長 保健所放射線健康管理課長
こ ど も 未 来 部	こども政策課長 こども育成課長
建 設 部	建築住宅課長
都 市 政 策 部	都市計画課長
教 育 委 員 会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長
消 防 本 部	消防総務課長
水 道 局	水道総務課長

(4) 男女共同参画政策のあゆみ

年	国 連	国	福 島 県	福 島 市
1975 (昭50)	- 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」、「メキシコ宣言」を採択 - 国連総会で1976年～85年を「国連婦人の10年」と決定	婦人問題企画推進本部の設置（本部長内閣総理大臣）		
1976 (昭51)		- 民法の一部改正（婚氏統制制度の新設） - 育児休業法の施行		
1977 (昭52)		国内行動計画策定		
1978 (昭53)			- 青少年婦人課と改組 「婦人関係行政連絡会議」の設置	
1979 (昭54)	「女子差別撤廃条約」採択		「婦人問題懇話会」設置 「婦人の意識調査」実施	
1980 (昭55)	「国連婦人の10年中間年」世界会議（コペンハーゲン） 「後半期行動プログラム」採択	- 女子差別撤廃条約への署名 - 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）		
1981 (昭56)	女子差別撤廃条約発効		「福島県における婦人問題について」意見具申 「婦人問題協議会」設置	福祉部児童家庭課に青少年婦人係設置
1983 (昭58)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 「婦人問題推進会議」設置	
1984 (昭59)		国籍法の改正（父母両系主義）		
1985 (昭60)	- 国連婦人の10年世界会議（ナイロビ） 「西暦2000年に向けての将来戦略」の採択	- 男女雇用機会均等法成立 - 国民年金法の改正（婦人の年金権を保障） - 女子差別撤廃条約批准	「福島県婦人計画実施細目」策定 - 福島県婦人団体連絡協議会結成24団体加入	
1986 (昭61)		- 教育課程審議会中間まとめ（高等学校家庭科男女必須） - 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施	
1987 (昭62)		- 新国内行動計画策定 - 高等学校家庭科平成6年度から男女必修決まる	「福島県婦人計画」見直し	青少年婦人係を教育委員会社会教育課に移管
1988 (昭63)		労働基準法改正	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂	
1989 (昭64) (平成)				「福島市婦人行政庁内連絡会」設置 「福島市婦人問題懇話会」設置
1990 (平2)	「ナイロビ将来戦略」の見直しに基づく勧告			福島市女性の意識調査実施
1991 (平3)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定） - 育児休業法成立	- 青少年婦人課に婦人行政係設置 - 婦人問題企画推進会議（名称変更）	「ふくしま女性プラン」策定 - 婦人行政推進本部設置 - 婦人問題推進会議設置 - ふくしま市女性団体連絡会結成（28団体）
1992 (平4)		- 育児休業法施行 - 初の婦人問題担当大臣任命	女性に関する意識調査実施	

	国 連	国	福 島 県	福 島 市
1993 (平5)		・ パートタイム労働法成立	・ 女性総合センター(仮称)整備 検討 ・ 女性史の編纂着手 ・ 「ふくしま新世紀女性プラン」 策定	・ ふくしま市女性団体連絡協議会 (連絡会を改称 31団体) ・ 教育委員会に女性青少年課 設置 ・ 女性情報紙「しのぶぴあ」創刊
1994 (平6)		・ 男女共同参画室設置 ・ 男女共同参画審議会設置 ・ 男女共同参画推進本部設置	・ 「ふくしま新世紀女性プラン」の 施行 ・ 青少年女性課女性政策室設置	・ 第二次女性に関する意識調査 実施 ・ 第1回女性情報紙「しのぶぴあ」 編集員公募、第2号以降発行 ・ 第1回女性学講座開催
1995 (平7)	・ 第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言」「行動綱領」採択	・ 育児休業等に関する法律の 一部を改定する法律成立	・ 女性総合センター(仮称)基本 構想策定	・ 女性行政推進本部 (名称変更) ・ 女性プラン推進会議 (名称変更) ・ 第4回世界女性会議NGOフォー ラムへの派遣補助 ・ 女性行動計画「ふくしま女性プ ラン」中間見直し
1996 (平8)		・ 「男女共同参画ビジョン」答申 (男女共同参画審議会) ・ 「男女共同参画2000年プラン」 策定	・ 女性総合センター(仮称)基本 計画策定	・ 女性行動計画「ふくしま女性プ ラン」改訂版策定
1997 (平9)		・ 「男女共同参画審議会設置法」 施行 ・ 男女雇用機会均等法の改正 ・ 労働基準法の改正 ・ 育児・介護休業法の改正 ・ 労働省設置法の改正 ・ 介護保険法成立	・ 「福島県女性史」刊行	・ 男女共生セミナー (女性セミナーを改称)を開催
1998 (平10)		・ 「男女共同参画社会基本法案」 を国会に提出	・ 女性総合センター(仮称)着工	
1999 (平11)		・ 改正男女雇用機会均等法施行 ・ 「男女共同参画社会基本法」 公布・施行	・ 「男女共同参画に関する意識 調査」実施	・ 「第三次福島市女性に関する 意識調査」実施
2000 (平12)	・ 国連特別総会「女性2000年会 議」(ニューヨーク)	・ 「男女共同参画基本計画」策定		
2001 (平13)		・ 内閣府に男女共同参画局設置 ・ 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律 公布	・ 男女共生センター開館 ・ ふくしま男女共同参画プラン 策定 ・ 福島県男女平等を実現し男女 が個人として尊重される社会を 形成するための男女共同参画 の推進に関する条例公布・施行	・ 男女共同参画ふくしまプラン 策定(第1次計画)
2002 (平14)		・ 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律 完全施行		・ 男女共同参画課を総務部に 新設 ・ 福島市男女共同参画推進条例 公布・施行
2003 (平15)		・ 次世代育成支援対策推進法 公布・施行 ・ 少子化社会対策基本法 公布・施行		・ 福島市男女共同参画センター 開設

	国 連	国	福 島 県	福 島 市
2004 (平16)		・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正		・ 「男女共同参画に関する意識調査」実施
2005 (平17)		・ 男女共同参画基本計画(第2次)策定		
2006 (平18)		・ 男女雇用機会均等法改正	・ ふくしま男女共同参画プラン改定	・ 男女共同参画ふくしまプラン改定(H18～22)
2007 (平19)		・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 ・ パートタイム労働法改正		
2008 (平20)		・ 次世代育成支援対策推進法改正 ・ 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」		
2009 (平21)		・ 男女共同参画社会に関する世論調査結果公表	・ ふくしま男女共同参画プラン改定	・ 「男女共同参画に関する意識調査」実施
2010 (平22)	・ 国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・ 第3次男女共同参画基本計画策定		
2011 (平23)	・ UN Women正式発足			・ 男女共同参画ふくしまプラン策定(第2次計画 H23～32)
2012 (平24)		・ 「男性にとつての男女共同参画に関する意識調査」実施 ・ 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
2013 (平25)		・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正	・ ふくしま男女共同参画プラン改定	
2014 (平26)			・ 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施	・ 「男女共同参画に関する意識調査」実施
2015 (平27)	・ 第3回国連防災世界会議開催(仙台市)	・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・施行 ・ 第4次男女共同参画基本計画策定		
2016 (平28)		・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律完全施行		・ 男女共同参画ふくしまプラン改定(H28～32) ・ 「女性の職業生活における活躍を進めるための推進計画」策定